

令和元年

第4回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 元年12月 9日

閉会 令和 元年12月 日

八 雲 町

令和元年第4回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	八雲町印鑑条例の一部を改正する条例	
議 案	2	八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	3	八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	4	八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	5	八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	
議 案	6	使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	
議 案	7	八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	8	八雲町保育所条例の一部を改正する条例	
議 案	9	八雲町季節保育所設置条例の一部を改正する条例	
議 案	10	八雲町居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例	
議 案	11	八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部を改正する条例	
議 案	12	八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例	
議 案	13	山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分について	
議 案	14	令和元年度八雲町一般会計補正予算（第6号）	
議 案	15	令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議 案	16	令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議 案	17	令和元年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	

議案第 1 号

八雲町印鑑条例の一部を改正する条例

八雲町印鑑条例（平成17年八雲町条例第13号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p>
<p>(登録印鑑)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）が</u>されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 町長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）が</u>されている場合）にあって</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 町長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合）にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合）にあっては氏名及び当該通称)</p>

<p>は氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則
この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

令和元年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 2 号

八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年八雲町条例第31号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

第2条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）の改正規定は、令和元年12月1日から適用する。
(給与の内払)

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 3 号

八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年八雲町条例第33号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

第2条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）改正規定は、令和元年12月1日から適用する。
(給与の内払)

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 4 号

八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(勤勉手当) 第17条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第17条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

別表第1 行政職給料表及び別表第2 医療職給料表イ 医療職給料表(二)を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)
行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600

14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900

59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200
94		294,900	342,600	381,500	393,300	
95		295,200	343,100	381,900	393,600	
96		295,600	343,500	382,300	393,800	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	
98		296,100	344,100	383,100	394,300	
99		296,500	344,500	383,500	394,600	
100		296,900	344,800	383,900	394,800	
101		297,100	345,100	384,200	395,000	
102		297,400	345,500	384,700	395,300	
103		297,800	345,900	385,100	395,600	

104		298,100	346,300	385,500	395,800	
105		298,300	346,800	385,800	396,000	
106		298,600	347,200	386,300	396,300	
107		299,000	347,600	386,700	396,600	
108		299,300	348,000	387,100	396,800	
109		299,500	348,500	387,400	397,000	
110		299,900	348,900	387,900	397,300	
111		300,300	349,200	388,300	397,600	
112		300,600	349,500	388,700	397,800	
113		300,800	350,000	389,000	398,000	
114		301,000		389,500		
115		301,300		389,900		
116		301,700		390,300		
117		301,900		390,600		
118		302,100		391,100		
119		302,400		391,500		
120		302,700		391,900		
121		303,100		392,200		
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けてないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表 (二)

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100

13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000

58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400

103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800	396, 900
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200	397, 300
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800	397, 700
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300	398, 100
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800	398, 600
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300	399, 000
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900	399, 400
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300	399, 800
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800	400, 300
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300	400, 700
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900	401, 100
114	293, 700	324, 900	357, 700	376, 300	401, 500
115	294, 100	325, 300	358, 200	376, 800	402, 000
116	294, 400	325, 600	358, 600	377, 300	402, 400
117	294, 700	325, 800	359, 000	377, 900	402, 800
118	295, 000	326, 100	359, 400	378, 300	403, 200
119	295, 300	326, 500	359, 900	378, 800	403, 700
120	295, 700	326, 700	360, 400	379, 300	404, 100
121	296, 000	326, 900	360, 800	379, 900	404, 500
122	296, 400	327, 200	361, 300	380, 300	404, 900
123	296, 700	327, 500	361, 800	380, 800	405, 400
124	297, 100	327, 800	362, 300	381, 300	405, 800
125	297, 300	328, 000	362, 600	381, 900	406, 200
126	297, 500	328, 300		382, 300	406, 600
127	297, 800	328, 700		382, 800	407, 100
128	298, 200	328, 900		383, 300	407, 500
129	298, 400	329, 100		383, 900	407, 900
130	298, 700	329, 300		384, 300	
131	299, 100	329, 700		384, 800	
132	299, 500	329, 900		385, 300	
133	299, 700	330, 200		385, 900	
134	300, 000	330, 600		386, 300	
135	300, 400	331, 000		386, 800	
136	300, 700	331, 400		387, 300	
137	300, 900	331, 700		387, 900	
138	301, 200	332, 100		388, 300	
139	301, 600	332, 500		388, 800	
140	301, 900	332, 900		389, 300	
141	302, 100	333, 200		389, 900	
142	302, 500	333, 600			
143	302, 900	333, 900			
144	303, 200	334, 300			
145	303, 400	334, 600			
146	303, 600	335, 000			
147	303, 900	335, 400			

148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600			
154	305,900				
155	306,100				
156	306,400				
157	306,700				
158	307,000				
159	307,300				
160	307,600				
161	308,000				
162	308,300				
163	308,600				
164	308,900				
165	309,300				
166	309,600				
167	309,900				
168	310,200				
169	310,600				
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第10条の4 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(町職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第10条の4 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(町職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p>

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(臨時職員の給与等)

第22条 地方公務員法第22条の規定に基づく臨時的任用職員及び非常勤職員には、任命権者が給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(適用除外) 第23条及び(委任) 第24条 略

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(臨時職員の給与等)

第22条 臨時的任用職員及び非常勤職員については、任命権者が給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、別に定めるところにより給与を支給する。

(会計年度任用職員の給与)

第23条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性を考慮して、別に条例で定める。

(適用除外) 第24条及び(委任) 第25条 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八雲町一般職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）第17条第2項の改正規定は、令和元年12月1日から、別表の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行の日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第10条の4第1項第1号の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第10条の4の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第10条の4第1項第1号に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第10条の4第2項第1号の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 5 号

八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、主任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表1級から3級までの範囲内とし、給料表その他の給料の支給に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の級別基準職務表その他の職種ごとの適用範囲に関し必要な事項は、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）との権衡を考慮して規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 給与条例第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第5条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第6条 給与条例第11条の3の規定はフルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第7条 給与条例第12条第1項、第3項から第5項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時

間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第8条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日及び土曜日」とあるのは「毎日曜日及び土曜日」と、「同条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該会計年度任用職員について割り振られた週休日」と、「において、正規の勤務時間」とあるのは「において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第9条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第10条 給与条例第14条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「職員が正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の主任手当）

第11条 主任手当は、フルタイム会計年度任用職員のうち規則で指定する職にある職員に支給することとし、その額は規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第12条 給与条例第16条（第3項及び第5項を除く）から第16条の3までの規定は、任期が引き続き6月を超える（見込みを含む）フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において第16条第1項中「基準日前1箇月以内に退職し、」とあるのは、「基準日前1箇月以内に退職し（当該退職までに2年間の在職期間を有する者に限る）、」と、第16条第2項第4号中「3箇月未満 100分の30」とあるのは、「2箇月以上3箇月未満 100分の30」と読み替え、第5号に「2箇月未満 100分の0」を加えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第13条 給与条例第17条（第2項第2号及び第4項を除く）の規定は、任期が引き続き6月を超える（見込みを含む）フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において第17条第1項中「基準日前1箇月以内に退職し、」とあるのは、

「基準日前1箇月以内に退職し（当該退職までに2年間の在職期間を有する者に限る）」と読み替えるものとする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。
（フルタイム会計年度任用職員の寒冷地手当）

第14条 フルタイム会計年度任用職員のうち、11月から翌年3月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）において現に在勤する職員（規則で定める職員に限る。）に対し、寒冷地手当を支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、基準日におけるフルタイム会計年度任用職員の世帯等の区分に応じ、規則で定める額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

- 2 第7条において準用する給与条例第12条及び第8条において準用する給与条例第13条並びに第9条において準用する給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び主任手当の月額並びに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が定める場合を除き、その勤務しない時間1時間につき前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を、八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年八雲町規則第26号。以下「勤務時間等規則」という。）第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間等規則第2条に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年八雲町条例第36号。以下「特殊勤務手当条例」という。)第3条から第16条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得られた報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第28条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間30分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第28条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が37時間30分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度

任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第 1 項の勤務の時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2) 前項の勤務 (同項ただし書の勤務を除く。) の時間 (次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100 分の 50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第 20 条 祝日法による休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。) 及び年末年始の休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。) において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、祝日法による休日等に正規の勤務を命じられ、休日の代休日を指定された職員には、休日に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第 21 条 給与条例第 14 条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条の例により計算して得られた額を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第 22 条 給与条例第 14 条の 4 に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、第 19 条及び第 20 条の規定にかかわらず、給与条例第 14 条の 4 に規定する額を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の主任業務に係る報酬)

第 23 条 主任業務に係る報酬は、第 11 条の例により支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 24 条 給与条例第 16 条 (第 2 項、第 3 項及び第 5 項を除く) から第 16 条の 3 までの規定は、任期が引き続き 6 月を超える (見込みを含む) パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者に限る。以下この条において同じ。) について準用する。この場合において、第 16 条第 1 項中「基準日前 1 箇月以内に退職し、」とあるのは、「基準日前 1 箇月以内に退職し (当該退職までに 2 年間の在職期間を有する者に限る)、」と読み替えるものとする。

- 2 月額で報酬を定める会計年度任用職員の期末手当の額は、第 17 条第 1 項に規定する額に給与条例第 16 条第 2 項に規定する年間の支給割合を乗じて得た額を基準とし、それぞれの支給日に支給すべき期末手当の支給割合は規則で定める。
- 3 日額で報酬を定める会計年度任用職員の期末手当の額は、第 17 条第 4 項に規定する当該パートタイム会計年度任用職員の基準月額に給与条例第 16 条第 2 項に規定する年間の支給割合を乗じて得た額を基準とし、それぞれの支給日に支給すべき期末手当の支給日数は規則で定める。
- 4 前 2 項に定める期末手当の額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を期末手当として支給する。
 - (1) 6 箇月 100 分の 100
 - (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
 - (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
 - (4) 2 箇月以上 3 箇月未満 100 分の 30
 - (5) 2 箇月未満 100 分の 0

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 25 条 給与条例第 17 条 (第 2 項及び第 4 項を除く) の規定は、任期が引き続き 6 月を超える (見込みを含む) パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者に限る。以下この条において同じ。) について準用する。この場合において第 17 条第 1 項中「基準日前 1 箇月以内に退職し、」とあるのは、「基準日前 1 箇月以内に退職し (当該退職までに 2 年間の在職期間を有する者に限る)、」と読み替えるものとする。

- 2 月額で報酬を定める会計年度任用職員の勤勉手当の額は、第 17 条第 1 項に規定する額に給与条例第 17 条第 2 項第 1 号に規定する年間の支給割合を乗じて得た額を基準とし、それぞれの支給日に支給すべき勤勉手当の支給割合は規則で定める。
- 3 日額で報酬を定める会計年度任用職員の勤勉手当の額は、第 17 条第 4 項に規定する当該パートタイム会計年度任用職員の基準月額に給与条例第 17 条第 2 項第 1 項に規定する年間の支給割合を乗じて得た額を基準とし、それぞれの支給日に支給すべき勤勉手当の支給日数は規則で定める。
- 4 前 2 項に定める勤勉手当の額に、規則で定める割合を乗じて得た額を勤勉手当として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の寒冷地手当)

第 26 条 寒冷地手当は、第 14 条の例により支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第 27 条 報酬は、規則で定める者を除き月の初日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から報酬を支給し、離職又は死亡した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第28条 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額。

(2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

2 第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 報酬の月額及び主任業務に係る報酬並びに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額。

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(3) 時間額による報酬 第16条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第29条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、前条第1項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、前条第1項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償(以下この条において「費用弁償」という。)を支給する。

2 費用弁償の額は、給与条例第 11 条第 2 項各号に規定する額以内とし町長が別に定める。

3 費用弁償の額は、第 27 条第 1 項の期日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行にかかる費用弁償)

第 31 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行にかかる費用を負担するときは、その旅行にかかる費用弁償を支給する。

2 旅行にかかる費用弁償の額は、八雲町職員の旅費に関する条例(平成 17 年 10 月八雲町条例第 35 号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第 32 条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮して町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当の取扱い)

2 この条例の施行の際、会計年度任用職員である職員のうち令和元年 12 月 2 日以後、地方公務員法第 22 条第 2 項の規定により任用している職員については、当該職員であった期間を会計年度任用職員であった期間とみなし、第 12 条、第 13 条並びに第 24 条及び第 25 条の規定を適用する。

(八雲町職員定数条例の一部改正)

3 八雲町職員定数条例(平成 17 年八雲町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定数外の職員) 第 4 条 <u>休職及び臨時若しくは見習雇用中の職員は、その期間中定数外とする。</u>	(定数外の職員) 第 4 条 <u>休職及び臨時又は非常勤の職員は、その期間中定数外とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

4 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年八雲町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
----	-----

<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8)略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8)略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

(八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年八雲町条例第28号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、別に特別の定めがあるものを除くほか、本町非常勤職員(臨時委嘱の委員及び嘱託等の者を含む。以下「職員」という。)に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、別に特別の定めがあるものを除くほか、本町非常勤職員(臨時委嘱の委員及び嘱託等の者を含む。以下「職員」という。)に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 6 号

使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(八雲町収入証紙条例の一部改正)

第1条 八雲町収入証紙条例（平成18年八雲町条例第68号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(証紙の種類及び形式)</p> <p>第3条 証紙の種類は、<u>9円、12円、15円、24円、25円、30円、40円、50円、70円、100円、200円</u>の11種類とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(証紙の種類及び形式)</p> <p>第3条 証紙の種類は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>ごみ処理については、9円、12円、15円、25円、26円、31円、41円、52円、73円、104円、及び209円の11種類とする。</u></p> <p>(2) <u>し尿及び浄化槽汚泥については、245円、490円、980円、2,450円及び4,900円のそれぞれ5種類とする。</u></p> <p>2及び3 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 八雲町行政財産使用料条例（平成18年八雲町条例第5号）の一部を次のように改正する。

現行					改正後				
別表第1（第2条関係） 施設使用料金表					別表第1（第2条関係） 施設使用料金表				
施設名	室名等	使用料			施設名	室名等	使用料		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
消防庁舎	八雲町消防本部第1会議室	<u>1,830</u> 円	<u>3,130</u> 円	<u>3,020</u> 円	消防庁舎	八雲町消防本部第1会議室	<u>2,040</u> 円	<u>3,410</u> 円	<u>3,070</u> 円
	八雲町消防本部第2会議室	<u>860</u> 円	<u>1,510</u> 円	<u>1,400</u> 円		八雲町消防本部第2会議室	<u>870</u> 円	<u>1,530</u> 円	<u>1,420</u> 円
	八雲消防署落部出張所会議室	970円	1,510 円	1,510 円					

	熊石消防署 会議室	970円	1,510 円	1,510 円
学校 体育 館	500平方メー トル未満の もの	2,590 円	4,210 円	4,100 円
	500平方メー トル以上の もの	5,070 円	8,420 円	8,100 円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が310円に満たない場合にあっては310円）を加算した額とする。

5及び6 略

7 学校開放事業で学校体育館を使用する場合の使用料は、規定の料金の4分の1の額とする。

8 略

別表第2（第2条関係）

区分	単位	使用料	備考
自動販売機	1台ごとに（1平方メートルまで）	月額 510円	別に電気料の実費を徴収する。
略	略	略	

	熊石消防署 会議室	1,030 円	1,720 円	1,530 円
学校 体育 館	500平方メー トル未満の もの	820円	1,100 円	1,030 円
	500平方メー トル以上の もの	1,650 円	2,200 円	2,050 円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が320円に満たない場合にあっては320円）を加算した額とする。

5及び6 略

7 略

別表第2（第2条関係）

区分	単位	使用料	備考
自動販売機	1台ごとに（1平方メートルまで）	月額 560円	別に電気料の実費を徴収する。
略	略	略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

（八雲町手数料徴収条例の一部改正）

第3条 八雲町手数料徴収条例（平成17年八雲町条例第59号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

事務の種類	単位等	額
1～15 略	略	略
16 鳥獣飼養登録票の 交付又はその更新若 しくは再交付手数料	1件につき	1,100円
17～19 略	略	略
20 漁船所有証明手 料	1件につき	250円
21及び22 略	略	略
23 地籍に関する事務 に係る手数料		
(1) 地籍図一覧 図交付	1枚につき	1,000円
(2) 地籍図交付	1枚につき	1,000円
	略	略
(3) 地籍図閲覧	1枚につき	500円
(4) 略	略	略
(5) 地籍図根三 角点網図閲覧	1枚につき	500円
(6) 略	略	略
(7) 地籍図根多 角点網図閲覧	1枚につき	500円
(8) 略	略	略
(9) 地籍図集成 図閲覧	1枚につき	500円
(10) 地番図交付	1枚につき	1,000円
	1枚につき (PDFデー タ)	
(11) 筆界点番号 図交付	1枚につき	1,000円
	1枚につき (PDFデー タ)	
(12) 地籍図根三 角点成果簿交 付	1点につき	500円
	1点につき (SIMAデー タ)	300円
(13) 地籍図根三 角点成果簿閱 覧	1件につき	500円
(14) 地籍図根多 角点成果簿交	1点につき	300円
	1点につき	

事務の種類	単位等	額
1～15 略	略	略
16 鳥獣飼養登録票の 交付又はその更新若 しくは再交付手数料	1件につき	1,540円
17～19 略	略	略
20及び21 略	略	略
23 地籍に関する事務 に係る手数料		
(1) 地籍図一覧 図交付	1枚につき	1,100円
(2) 地籍図交付	1枚につき	1,100円
	略	略
(3) 地籍図閲覧	1枚につき	750円
(4) 略	略	略
(5) 地籍図根三 角点網図閲覧	1枚につき	750円
(6) 略	略	略
(7) 地籍図根多 角点網図閲覧	1枚につき	750円
(8) 略	略	略
(9) 地籍図集成 図閲覧	1枚につき	750円
(10) 地番図交付	1枚につき	1,100円
	1枚につき (PDFデー タ)	
(11) 筆界点番号 図交付	1枚につき	1,100円
	1枚につき (PDFデー タ)	
(12) 地籍図根三 角点成果簿交 付	1点につき	750円
	1点につき (SIMAデー タ)	450円
(13) 地籍図根三 角点成果簿閱 覧	1件につき	750円
(14) 地籍図根多 角点成果簿交	1点につき	450円
	1点につき	

付	(SIMAデータ)		付	(SIMAデータ)	
(15) 地籍図根多角点成果簿閲覧	1件につき	300円	(15) 地籍図根多角点成果簿閲覧	1件につき	450円
(16) 地籍図根細部点成果簿交付	1点につき 1点につき (SIMAデータ)	300円	(16) 地籍図根細部点成果簿交付	1点につき 1点につき (SIMAデータ)	450円
(17) 地籍図根細部点成果簿閲覧	1件につき	300円	(17) 地籍図根細部点成果簿閲覧	1件につき	450円
(18) 地籍細部点成果簿交付	1点につき 1点につき (SIMAデータ)	300円	(18) 地籍細部点成果簿交付	1点につき 1点につき (SIMAデータ)	450円
(19) 地籍細部点成果簿閲覧	1件につき	300円	(19) 地籍細部点成果簿閲覧	1件につき	450円
(20) 略	略	略	(20) 略	略	略
(21) 面積計算簿閲覧	1件につき	300円	(21) 面積計算簿閲覧	1件につき	450円
(22) 地籍簿交付	1枚につき 1枚につき (PDFデータ)	1,000円	(22) 地籍簿交付	1枚につき 1枚につき (PDFデータ)	1,100円
(23) 地籍簿閲覧	1件につき	300円	(23) 地籍簿閲覧	1件につき	450円
(24) 辺長図	1枚につき 1枚につき (PDFデータ)	1,000円	(24) 辺長図	1枚につき 1枚につき (PDFデータ)	1,100円
(25) 略	略	略	(25) 略	略	略
(26) 点の記(地籍図根三角点・多角点等)	1点につき 1点につき (PDFデータ)	500円	(26) 点の記(地籍図根三角点・多角点等)	1点につき 1点につき (PDFデータ)	750円
(27) 前各号に該当しないものの閲覧	1枚(1件)につき	500円	(27) 前各号に該当しないものの閲覧	1枚(1件)につき	750円
(28) 前号に定めるものの交付	1枚につき 1枚につき (PDFデータ)	1,000円 1,000円	(28) 前号に定めるものの交付	1枚につき 1枚につき (PDFデータ)	1,100円 1,100円

(29) 地籍に係る諸証明	略 略 1枚(1件)につき	略 略 1,000円
24 地番図及び合成図に関する事務に係る手数料		
(1) 旧地番図(A0サイズ)の交付	1枚につき	1,000円
(2) 旧地番図(A3サイズ)の交付	1枚につき	500円
(3) 新地番図(A3サイズ)の交付	1枚につき 1枚につき (PDFデータ)	1,000円
(4) 及び(5) 略	略	略
(6) 前各号に該当しないものの閲覧	1枚(1件)につき	500円
(7) 前号に定めるものの交付	1枚につき 1枚につき (PDFデータ)	1,000円 1,000円
	略 略	略 略
25~27 略	略	略
28 印鑑登録証再交付手数料	1件につき	400円
29 略	略	略
30 住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	250円
31 略	略	略
32 住民票の写しの広域交付に係る手数料	1件につき	250円
33及び34 略	略	略
35 農業委員会の行う土地の現況に関する証明手数料	1筆につき	250円
36 所有権移転の登記に係る手数料	1件につき 1筆につき	5,250円 520円

(29) 地籍に係る諸証明	略 略 1枚(1件)につき	略 略 1,100円
23 地番図及び合成図に関する事務に係る手数料		
(1) 旧地番図(A0サイズ)の交付	1枚につき	1,100円
(2) 旧地番図(A3サイズ)の交付	1枚につき	750円
(3) 新地番図(A3サイズ)の交付	1枚につき 1枚につき (PDFデータ)	1,100円
(4) 及び(5) 略	略	略
(6) 前各号に該当しないものの閲覧	1枚(1件)につき	750円
(7) 前号に定めるものの交付	1枚につき 1枚につき (PDFデータ)	1,100円 1,100円
	略 略	略 略
24~26 略	略	略
27 印鑑登録証再交付手数料	1件につき	450円
28 略	略	略
29 住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	350円
30 略	略	略
31 住民票の写しの広域交付に係る手数料	1件につき	350円
32及び33 略	略	略
34 農業委員会の行う土地の現況に関する証明手数料	1筆につき	300円
35 所有権移転の登記に係る手数料	1件につき 1筆につき	6,000円 650円

37 所有権保存の登記に係る手数料	1件につき	2,620円
	1筆につき	520円
38 土地の表示の登記に係る手数料	1件につき	2,620円
	1筆につき	520円
39 土地の表示の変更の登記に係る手数料	1件につき	2,620円
	1筆につき	520円
40 登記名義人の表示の変更の登記に係る手数料	1件につき	2,620円
	1筆につき	520円
41 所有権保存の登記(相続によるもの)に係る手数料	1件につき	3,670円
	1筆につき	520円
42 道路台帳図、道路網図、都市計画図に関する事務に係る手数料 (1) ~ (3) 略 (4) 都市計画図カラー	略	略
	1枚につき	1,200円
43 所有権移転の登記(相続によるもの)に係る手数料	1件につき	6,300円
	1筆につき	520円
44 略	略	略
45 浄化槽清掃業の許可手数料 (1) 新規 (2) 更新	1件につき	2,000円
	1件につき	1,000円
46~56 略	略	略

備考

- 1 略
- 2 第35項の農業委員会の行う土地の現況に関する証明であつて農業委員会の委員が現地調査を要したものにあっては1件につき、1,000円を加算した額をもって当該証明手数料とする。
- 3 略

36 所有権保存の登記に係る手数料	1件につき	2,650円
	1筆につき	650円
37 土地の表示の登記に係る手数料	1件につき	2,650円
	1筆につき	650円
38 土地の表示の変更の登記に係る手数料	1件につき	2,650円
	1筆につき	650円
39 登記名義人の表示の変更の登記に係る手数料	1件につき	2,650円
	1筆につき	650円
40 所有権保存の登記(相続によるもの)に係る手数料	1件につき	4,000円
	1筆につき	650円
41 道路台帳図、道路網図、都市計画図に関する事務に係る手数料 (1) ~ (3) 略 (4) 都市計画図カラー	略	略
	1枚につき	1,300円
42 所有権移転の登記(相続によるもの)に係る手数料	1件につき	6,700円
	1筆につき	650円
43 略	略	略
44 浄化槽清掃業の許可手数料 (1) 新規 (2) 更新	1件につき	2,800円
	1件につき	1,400円
45~55 略	略	略

備考

- 1 略
- 2 第34項の農業委員会の行う土地の現況に関する証明であつて農業委員会の委員が現地調査を要したものにあっては1件につき、1,400円を加算した額をもって当該証明手数料とする。
- 3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町消防手数料徴収条例の一部改正)

第4条 八雲町消防手数料徴収条例(平成17年八雲町条例第60号)の一部を次のように改正する。

現行					改正後				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
手数料を納付すべき者		区分	単位	手数料の額	手数料を納付すべき者		区分	単位	手数料の額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(9)	集合煙筒検査に関する証明		1件	250円	(9)	集合煙筒検査に関する証明		1件	300円
(10)	救急搬送に関する証明		1件	250円	(10)	救急搬送に関する証明		1件	300円
(11)	水圧開放装置シャッター検査に関する証明		1件	250円	(11)	水圧開放装置シャッター検査に関する証明		1件	300円
(12)	防火管理者講習修了証再交付		1件	250円	(12)	防火管理者講習修了証再交付		1件	300円
(13)	危険物製造所等設置(変更)許可証及び完成検査済証の再交付		1件	250円	(13)	危険物製造所等設置(変更)許可証及び完成検査済証の再交付		1件	300円
(14)	危険物タンク検査済証再交付		1件	250円	(14)	危険物タンク検査済証再交付		1件	300円
(15)	前各項以外の諸証明		1件	250円	(15)	前各項以外の諸証明		1件	300円

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町落部町民センター条例の一部改正)

第5条 八雲町落部町民センター条例(平成17年八雲町条例第65号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(<u>附属設備等の使用料</u>)</p> <p><u>第10条</u> 附属設備及び備付物品を利用する場合は、別表第2に定める使用料を別に徴収する。</p> <p>(講堂の清掃義務を免除した場合の使用料)</p> <p><u>第11条</u> 講堂を利用した場合は、<u>第13条第2項</u>の義務を免除し、規則に定める清掃料を実費として徴収する。</p>	<p>(講堂の清掃義務を免除した場合の使用料)</p> <p><u>第10条</u> 講堂を利用した場合は、<u>第12条第2項</u>の義務を免除し、規則に定める清掃料を実費として徴収する。</p>

2 略

(使用料の不還付) 第12条～(委任) 第16条 略

別表第1 (第8条関係)
施設使用料金表

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
講堂	3,880円	6,480円	6,260円
研修室	430円	640円	640円
保健相談室	430円	640円	640円
実習室	1,180円	1,940円	1,830円
福祉室	1,180円	1,940円	1,830円
調理実習室	540円	970円	970円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割(その額が310円に満たない場合にあっては310円)を加算した額とする。

5～7 略

別表第2 (第10条関係)
附属設備及び備付物品使用料金表

品名	単位	使用料	備考
放送設備	1式	530円	講堂において使用する場合は、無料とする。
スポットライト	1基	210	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

2 略

(使用料の不還付) 第11条～(委任) 第15条 略

別表第1 (第8条関係)
施設使用料金表

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
講堂	4,270円	7,130円	6,370円
研修室	430円	730円	650円
保健相談室	430円	730円	650円
実習室	1,260円	2,110円	1,860円
福祉室	1,200円	1,940円	1,860円
調理実習室	630円	1,050円	980円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割(その額が320円に満たない場合にあっては320円)を加算した額とする。

5～7 略

(八雲町地域会館等条例の一部改正)

第6条 八雲町地域会館等条例(平成18年八雲町条例第49号)の一部を次のように改正する。

現行				改正後			
別表第2 (第11条関係)				別表第2 (第11条関係)			
区分 室名	使用料			区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
集会室	3,080円	4,110円	4,110円	集会室	3,130円	4,180円	4,180円
研修室A	820円	1,230円	1,020円	研修室A	830円	1,250円	1,030円
研修室B	510円	820円	720円	研修室B	510円	830円	730円

調理室	410円	<u>610円</u>	510円
全館	12,850円		

備考

- 1 及び 2 略
- 3 全館とは、貸し切って宿泊を伴う利用をいい、室料のほかに1日につき1,020円(冬期間の加算はしない。)の使用料を加算する。
- 4 略
- 5 冬期間(12月1日から3月31日まで)の使用料は、規定の料金に2割を加算した額とする。
- 6 略

別表第3(第11条関係)

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
集会室	410円	510円	610円

備考 略

別表第4(第14条関係)

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
集会室	<u>5,140円</u>	<u>6,170円</u>	<u>6,170円</u>
研修室A	<u>2,050円</u>	<u>3,080円</u>	<u>3,080円</u>
研修室B	<u>1,020円</u>	<u>2,050円</u>	<u>2,050円</u>
調理室	<u>820円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>

備考

- 1~3 略
- 4 冬期間(12月1日から3月31日まで)の使用料は、規定の料金に2割を加算した額とする。
- 5 略

調理室	410円	<u>620円</u>	510円
全館	14,110円		

備考

- 1 及び 2 略
- 3 全館とは、貸し切って宿泊を伴う利用をいい、室料のほかに1日につき1,100円(冬期間の加算はしない。)の使用料を加算する。
- 4 略
- 5 冬期間(12月1日から3月31日まで)の使用料は、規定の料金に2割(その額が320円に満たない場合にあっては320円)を加算した額とする。
- 6 略

別表第3(第11条関係)

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
集会室	440円	590円	620円

備考 略

別表第4(第14条関係)

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
集会室	<u>5,230円</u>	<u>6,860円</u>	<u>6,280円</u>
研修室A	<u>2,080円</u>	<u>3,130円</u>	<u>3,130円</u>
研修室B	<u>1,030円</u>	<u>2,080円</u>	<u>2,080円</u>
調理室	<u>830円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,250円</u>

備考

- 1~3 略
- 4 冬期間(12月1日から3月31日まで)の使用料は、規定の料金に2割(その額が320円に満たない場合にあっては320円)を加算した額とする。
- 5 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町熊石総合センター条例の一部改正)

第7条 八雲町熊石総合センター条例(平成17年八雲町条例第68号)の一部を次のように改正する。

現行				改正後					
別表(第8条関係) 施設使用料金表				別表(第8条関係) 施設使用料金表					
室名	区分	使用料			室名	区分	使用料		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
大ホール		3,020円	5,070円	4,860円	大ホール		3,330円	5,550円	4,950円
教養娯楽室		1,290円	2,160円	2,050円	教養娯楽室		1,310円	2,200円	2,080円
水産農業技術 研修室		970円	1,720円	1,620円	水産農業技術 研修室		980円	1,750円	1,650円
視聴覚教育室		640円	1,080円	970円	視聴覚教育室		650円	1,100円	980円
調理実習室		750円	1,180円	1,080円	調理実習室		760円	1,200円	1,100円
備考				備考					
1～3 略				1～3 略					
4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割(その額が <u>310円</u> に満たない場合にあつては <u>310円</u>)を加算した額とする。				4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割(その額が <u>320円</u> に満たない場合にあつては <u>320円</u>)を加算した額とする。					
5～8 略				5～8 略					
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。									

(八雲町ふれあい交流センターくまいし館条例の一部改正)

第8条 八雲町ふれあい交流センターくまいし館条例(平成26年八雲町条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行				改正後					
別表(第8条関係) 施設使用料金表				別表(第8条関係) 施設使用料金表					
室名	区分	使用料			室名	区分	使用料		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
集会室		3,450円	5,830円	5,500円	集会室		3,740円	6,240円	5,600円
会議室		860円	1,510円	1,400円	会議室		870円	1,530円	1,420円
創作実習室		640円	1,180円	1,080円	創作実習室		650円	1,200円	1,100円
調理実習室		750円	1,290円	1,290円	調理実習室		760円	1,310円	1,310円
研修室		860円	1,400円	1,400円	研修室		870円	1,420円	1,420円
備考				備考					

<p>1～3 略</p> <p>4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が<u>310円</u>に満たない場合にあつては<u>310円</u>）を加算した額とする。</p> <p>5～8 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が<u>320円</u>に満たない場合にあつては<u>320円</u>）を加算した額とする。</p> <p>5～8 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町子育て支援センター条例の一部改正)
 第9条 八雲町子育て支援センター条例（平成17年八雲町条例第73号）の一部を次のように改正する。

現行				改正後					
別表（第12条関係） 施設使用料金表				別表（第12条関係） 施設使用料金表					
室名	区分	使用料			室名	区分	使用料		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
遊戯室		210円	<u>310円</u>	310円	遊戯室		210円	<u>350円</u>	310円
集会室		310円	<u>430円</u>	430円	集会室		310円	<u>500円</u>	430円
図書室		310円	<u>430円</u>	430円	図書室		310円	<u>500円</u>	430円
研修室A		<u>820円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>	研修室A		<u>830円</u>	<u>1,320円</u>	<u>1,320円</u>
研修室B		<u>440円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	研修室B		<u>470円</u>	<u>780円</u>	<u>710円</u>
調理室		370円	<u>600円</u>	<u>600円</u>	調理室		370円	<u>610円</u>	<u>610円</u>
スポーツホール		<u>530円</u>	<u>860円</u>	<u>860円</u>	スポーツホール		<u>570円</u>	<u>960円</u>	<u>870円</u>
備考				備考					
<p>1～3 略</p> <p>4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が<u>310円</u>に満たない場合にあつては<u>310円</u>）を加算した額とする。</p> <p>5～7 略</p>				<p>1～3 略</p> <p>4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が<u>320円</u>に満たない場合にあつては<u>320円</u>）を加算した額とする。</p> <p>5～7 略</p>					
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。									

(八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例の一部改正)
 第10条 八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例（平成17年八雲町条例第78号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(<u>附属設備等の使用料</u>)	

第12条 附属設備及び備付物品を利用する場合は、別表第2に定める使用料を別に徴収する。

(ふれあいホールの清掃義務を免除した場合の使用料)

第13条 ふれあいホールを利用した場合は、第15条第2項の義務を免除し、規則に定める清掃料を実費として徴収する。

2 略

(使用料の不還付) 第14条～(指定管理者による管理) 第18条 略

(指定管理者が行う業務)

第19条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第20条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 及び (3) 略

(事業の内容) 第20条及び(事業の内容) 第21条 略

(実費の徴収)

第22条 町長は、第21条の事業の提供を受ける者から、原材料費等の一部を徴収することができる。

(事業内容) 第23条～(委任) 第25条 略

別表第1 (第10条関係)

施設使用料金表

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
ふれあいホール	6,480円	10,800円	10,360円
スポーツホール	1,830円	3,020円	2,910円
トレーニング室	1,830円	3,020円	2,910円

(ふれあいホールの清掃義務を免除した場合の使用料)

第12条 ふれあいホールを利用した場合は、第14条第2項の義務を免除し、規則に定める清掃料を実費として徴収する。

2 略

(使用料の不還付) 第13条～(指定管理者による管理) 第17条 略

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第19条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 及び (3) 略

(事業の内容) 第19条及び(事業の内容) 第20条 略

(実費の徴収)

第21条 町長は、第20条の事業の提供を受ける者から、原材料費等の一部を徴収することができる。

(事業内容) 第22条～(委任) 第24条 略

別表第1 (第10条関係)

施設使用料金表

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
ふれあいホール	7,120円	11,870円	10,550円
スポーツホール	1,990円	3,330円	2,960円
トレーニング室	1,980円	3,300円	2,960円

視聴覚室	1,180円	2,050円	1,940円
第1研修室	750円	1,180円	1,180円
第2研修室	640円	970円	970円
第1会議室	1,080円	1,720円	1,720円
第2会議室	640円	1,080円	970円
料理実習室	1,290円	2,260円	2,160円
第1福祉室	750円	1,180円	1,180円
第2福祉室	640円	970円	970円
実習室	1,080円	1,720円	1,720円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が310円に満たない場合にあっては310円）を加算した額とする。

5 冷房を使用した場合は、規定の料金に2割（その額が1,080円に満たない場合にあっては1,080円）を加算した額とする。

6～9 略

別表第2（第12条関係）

附属設備及び備付物品使用料金表

品名	単位	使用料	備考
放送設備	1式	530円	ふれあいホールにおいて利用する場合は無料とする。
カラオケ機材	1式	1,080円	入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合は2,160円とする。
スポットライト	1基	210円	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

視聴覚室	1,320円	2,210円	1,970円
第1研修室	800円	1,330円	1,200円
第2研修室	660円	1,110円	980円
第1会議室	1,160円	1,940円	1,750円
第2会議室	690円	1,150円	980円
料理実習室	1,460円	2,440円	2,200円
第1福祉室	800円	1,330円	1,200円
第2福祉室	660円	1,110円	980円
実習室	1,160円	1,940円	1,750円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が320円に満たない場合にあっては320円）を加算した額とする。

5 冷房を使用した場合は、規定の料金に2割（その額が1,100円に満たない場合にあっては1,100円）を加算した額とする。

6～9 略

（八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正）
 第11条 八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成18年八雲町条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(排出の基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 町民は、前項の家庭系廃棄物の排出に当たっては、町長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）又は町長が指定するごみ処理券を使用し、町長の指示する方法に従い、当該家庭系廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭を発生しないよう排出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(一般廃棄物の受入基準等)</p> <p>第14条 一般廃棄物を町及び渡島廃棄物処理広域連合（以下「町等」という。）が設置する廃棄物処理施設又は第9条の規定により町長が一般廃棄物の処理を委託した者に排出若しくは搬入するときは、規則で定める基準に従わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(手数料の徴収方法等)</p> <p>第22条 第18条第1項に規定する手数料は、次の各号のいずれかにより徴収する。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項第1号及び第2号に規定する八雲町収入証紙は、指定ごみ袋又はごみ処理券に表示する。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(手数料の取扱い及び収納委託)</p>	<p>(排出の基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 町民は、前項の家庭系廃棄物の排出に当たっては、町長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）又は町長が指定するごみ処理券及びし尿処理券並びに浄化槽汚泥処理券を使用し、町長の指示する方法に従い、当該家庭系廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭を発生しないよう排出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(一般廃棄物の受入基準等)</p> <p>第14条 一般廃棄物を町及び渡島廃棄物処理広域連合（以下「町等」という。）が設置する廃棄物処理施設等又は第9条の規定により町長が一般廃棄物の処理を委託した者に排出若しくは搬入するときは、規則で定める基準に従わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(手数料の徴収方法等)</p> <p>第22条 第18条第1項に規定する手数料は、次の各号のいずれかにより徴収する。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) <u>し尿及び浄化槽汚泥は、町長が指定するし尿処理券及び浄化槽汚泥処理券を交付する際に八雲町収入証紙により徴収する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項第1号、<u>第2号及び第3号</u>に規定する八雲町収入証紙は、指定ごみ袋又はごみ処理券若しくはし尿処理券及び浄化槽汚泥処理券に表示する。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(手数料の取扱い及び収納委託)</p>

別表第1 (第18条関係)

手数料の種類	取扱区分	基礎単位		手数料
		廃棄物の種類	排出容器及び容量	
一般廃棄物処理手数料	一般廃棄物を収集運搬処分するとき			
		生ごみ	略	略
			10リットルの指定ごみ袋	25円
			20リットルの指定ごみ袋	40円
		燃やせるごみ又は燃やせないごみ	10リットルの指定ごみ袋	30円
			20リットルの指定ごみ袋	50円
			30リットルの指定ごみ袋	70円
			50リットルの指定ごみ袋	100円
		資源ごみ	略	略
			50リットルの指定ごみ袋	24円
		粗大ごみ	1件	200円

別表第1 (第18条関係)

手数料の種類	取扱区分	基礎単位		手数料
		廃棄物の種類	排出容器及び容量	
一般廃棄物処理手数料	一般廃棄物を収集運搬処分するとき	し尿及び浄化槽汚泥	50リットル当たり。 (1回の収集容量が200リットル未満のときは、200リットルとして計算した額とする。 1回の収集容量が200リットルを超えるときは、50リットル刻みとし50リットル単位で計算した額を加算する。)	245円
		生ごみ	略	略
			10リットルの指定ごみ袋	26円
			20リットルの指定ごみ袋	41円
		燃やせるごみ又は燃やせないごみ	10リットルの指定ごみ袋	31円
			20リットルの指定ごみ袋	52円
			30リットルの指定ごみ袋	73円
			50リットルの指定ごみ袋	104円
		資源ごみ	略	略
			50リットルの指定ごみ袋	25円
		粗大ごみ	1件	209円

一般廃棄物を直接搬入したとき	燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみ（資源ごみとの混在を含む。）	重量10kgにつき（10kgを超えた場合において10kg未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） ※全量が10kgに満たないときは10kgとみなす。	50円
----------------	------------------------------------	--	-----

一般廃棄物を直接搬入したとき	燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみ（資源ごみとの混在を含む。）	重量10kgにつき（10kgを超えた場合において10kg未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） ※全量が10kgに満たないときは10kgとみなす。	52円
----------------	------------------------------------	--	-----

別表第2（第18条関係）

手数料の種類	算定の基礎	手数料
事業系一般廃棄物処理手数料	次の各号により算定した合計点数を基準とする。 (1) 常務人員1人につき10点とし、常務人員数を乗じて得た点数 (2) 建物面積3.3平方メートルにつき5点とし、当該建物面積を乗じて得た点数	算出の基礎により計算された合計点数に応ずる手数料 (1) 合計点数が100点以下の場合 年額 <u>1,290円</u> (2) 合計点数が100点を超え250点以下の場合 年額 <u>1,830円</u> (3) 合計点数が250点を超え500点以下の場合 年額 <u>2,800円</u> (4) 合計点数が500点を超え700点以下の場合 年額 <u>3,670円</u> (5) 合計点数が700点を超える場合 年額 <u>5,400円</u>

別表第3（第19条関係）

別表第2（第18条関係）

手数料の種類	算定の基礎	手数料
事業系一般廃棄物処理手数料	次の各号により算定した合計点数を基準とする。 (1) 常務人員1人につき10点とし、常務人員数を乗じて得た点数 (2) 建物面積3.3平方メートルにつき5点とし、当該建物面積を乗じて得た点数	算出の基礎により計算された合計点数に応ずる手数料 (1) 合計点数が100点以下の場合 年額 <u>3,870円</u> (2) 合計点数が100点を超え250点以下の場合 年額 <u>5,490円</u> (3) 合計点数が250点を超え500点以下の場合 年額 <u>8,400円</u> (4) 合計点数が500点を超え750点以下の場合 年額 <u>11,010円</u> (5) 合計点数が750点を超え1,000点以下の場合 年額 <u>16,200円</u> (6) 合計点数が1,000点を超える場合 年額 <u>19,440円</u>

別表第3（第19条関係）

手数料の種類	取扱区分	基礎単位		手数料	手数料の種類	取扱区分	基礎単位		手数料
		排出容器及び容量					排出容器及び容量		
産業廃棄物手数料	略	略		略	産業廃棄物手数料	略	略		略
	非感染性1件 医療廃棄物					510円	非感染性1件 医療廃棄物		

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町温泉供給条例の一部改正)
 第12条 八雲町温泉供給条例（平成17年八雲町条例第85号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後															
(料金) 第8条 温泉供給料金（以下「料金」という。）は、次の表のとおりとする。	(料金) 第8条 温泉供給料金（以下「料金」という。）は、次の表のとおりとする。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>温泉1日供給量</th> <th>料金（1月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用</td> <td>10立方メートルにつき</td> <td><u>11,100円</u></td> </tr> <tr> <td>公衆浴場用</td> <td>"</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	温泉1日供給量	料金（1月につき）	営業用	10立方メートルにつき	<u>11,100円</u>	公衆浴場用	"	10,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>温泉1日供給量</th> <th>料金（1月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用</td> <td>10立方メートルにつき</td> <td><u>11,300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	温泉1日供給量	料金（1月につき）	営業用	10立方メートルにつき	<u>11,300円</u>
区分	温泉1日供給量	料金（1月につき）														
営業用	10立方メートルにつき	<u>11,100円</u>														
公衆浴場用	"	10,000円														
区分	温泉1日供給量	料金（1月につき）														
営業用	10立方メートルにつき	<u>11,300円</u>														

備考 改正部分は、下線部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町農業研修者支援住宅条例の一部改正)
 第13条 八雲町農業研修者支援住宅条例（平成17年八雲町条例第92号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後								
(名称及び位置) 第2条 支援住宅の名称、位置及び棟数は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 支援住宅の名称、位置及び棟数は、別表のとおりとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>棟数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">八雲町農業研修者支援住宅</td> <td>八雲町元町61番地5</td> <td>3棟6戸</td> </tr> <tr> <td>八雲町野田生473番地1</td> <td>4棟4戸</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	棟数	八雲町農業研修者支援住宅	八雲町元町61番地5	3棟6戸	八雲町野田生473番地1	4棟4戸	
名称	位置	棟数							
八雲町農業研修者支援住宅	八雲町元町61番地5	3棟6戸							
	八雲町野田生473番地1	4棟4戸							
(貸付料)	(貸付料)								

第7条 支援住宅の貸付料（以下「貸付料」という。）は、月額6,000円とする。ただし、第3条第2項の規定により入居する場合の貸付料は、別に定める。

第7条 支援住宅の貸付料（以下「貸付料」という。）は、別表のとおりとする。ただし、第3条第2項の規定により入居する場合の貸付料は、別に定める。

別表（第2条、第7条関係）

名称	住宅番号	位置	建築年度	棟数	料金
八雲町 農業 研修者 支援住宅	K-12	八雲町 元町 61-5	昭和 47年	3棟 6戸	6,300 円
	K-13	八雲町 元町 61-5	昭和 47年	3棟 6戸	6,300 円
	K-14	八雲町 元町 61-5	昭和 46年	3棟 6戸	6,300 円
	K-15	八雲町 元町 61-5	昭和 46年	3棟 6戸	6,300 円
	K-16	八雲町 元町 61-5	昭和 47年	3棟 6戸	6,300 円
	K-17	八雲町 元町 61-5	昭和 47年	3棟 6戸	6,300 円
	E-1	八雲町 野田生 473-1	昭和 43年	4棟 4戸	6,600 円
	E-2	八雲町 野田生 473-1	昭和 45年	4棟 4戸	6,300 円
	E-3	八雲町 野田生 473-1	昭和 48年	4棟 4戸	6,300 円
	E-4	八雲町 野田生 473-1	昭和 48年	4棟 4戸	6,300 円

備考 改正部分は、下線部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町活性化施設条例の一部改正)

第14条 八雲町活性化施設条例(平成17年八雲町条例第96号)の一部を次のように改正する。

現行				改正後					
別表(第10条関係) ◎ファームメイド遊楽部1号館施設使用料金表				別表(第10条関係) ◎ファームメイド遊楽部1号館施設使用料金表					
室名	区分	使用料			室名	区分	使用料		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
研修室		3,880円	6,480円	6,260円	研修室		3,950円	6,600円	6,360円
調理室1		1,180円	2,050円	—	調理室1		1,200円	2,080円	—
調理室2		860円	1,510円	—	調理室2		870円	1,530円	—
調理室3		1,180円	2,050円	—	調理室3		1,200円	2,080円	—
◎ファームメイド遊楽部2号館施設使用料金表				◎ファームメイド遊楽部2号館施設使用料金表					
室名	区分	使用料		室名	区分	使用料			
		午前	午後			午前	午後		
加工室		2,370円	3,990円	加工室		2,610円	4,360円		
備考 1～3 略 4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割(その額が <u>310円</u> に満たない場合にあつては <u>310円</u>)を加算した額とする。 5～8 略				備考 1～3 略 4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割(その額が <u>320円</u> に満たない場合にあつては <u>320円</u>)を加算した額とする。 5～8 略					
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。									

(八雲町熊石温熱利用施設園芸センター及び八雲町熊石地区農業団地条例の一部改正)

第15条 八雲町熊石温熱利用施設園芸センター及び八雲町熊石地区農業団地条例(平成21年八雲町条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表(第10条関係) 1 八雲町熊石鮎川水気耕園芸センター			別表(第10条関係) 1 八雲町熊石鮎川水気耕園芸センター		
区分	使用料	備考	区分	使用料	備考
管理棟	1棟 年額 <u>17,280円</u>		管理棟	1棟 年額 <u>17,610円</u>	
ハウス	1棟 年額 <u>66,960円</u>	1棟 1,000m ²	ハウス	1棟 年額 <u>68,000円</u>	1棟 1,000m ²

2 八雲町熊石平園芸センター

区分	使用料	備考
管理棟	1棟 年額 <u>10,800円</u>	
ハウスA	1棟 年額 <u>30,240円</u>	1棟 468m ²
ハウスB	1棟 年額 <u>15,120円</u>	1棟 234m ²

3 略

2 八雲町熊石平園芸センター

区分	使用料	備考
管理棟	1棟 年額 <u>11,880円</u>	
ハウスA	1棟 年額 <u>30,880円</u>	1棟 468m ²
ハウスB	1棟 年額 <u>15,440円</u>	1棟 234m ²

3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町育成牧場条例の一部改正)

第16条 八雲町育成牧場条例（平成17年八雲町条例第101号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、委託した子雌牛（以下「委託牛」という。）について、次に掲げる額の使用料を納めなければならない。ただし、特別の事由により利用を許可する場合の使用料の額は、委託牛1頭につき夏期間1日300円、冬期間1日410円の範囲内において町長が別に定めるものとする。</p> <p>(1) 夏期間 1日につき 15箇月未満<u>220円</u> 15箇月以上<u>260円</u></p> <p>(2) 冬期間 1日につき <u>280円</u></p> <p>2 前項第1号の夏期間とは、毎年5月1日から11月30日までとし、同項第2号の冬期間とは、毎年12月1日から翌年4月30日までとする。</p> <p>3 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第6条第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、委託した子雌牛（以下「委託牛」という。）について、次に掲げる額の使用料を納めなければならない。ただし、特別の事由により利用を許可する場合の使用料の額は、委託牛1頭につき1日300円の範囲内において町長が別に定めるものとする。</p> <p>(1) 1日につき 15箇月未満<u>240円</u></p> <p>(2) 1日につき <u>15箇月以上280円</u></p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 略</p>

と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、期間を変更することができる。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町熊石海洋深層水供給施設及び総合交流施設条例の一部改正)
 第17条 八雲町熊石海洋深層水供給施設及び総合交流施設条例(平成17年八雲町条例第113号)の一部を次のように改正する。

現行				改正後			
別表(第18条関係)				別表(第18条関係)			
1 深層水の使用料				1 深層水の使用料			
(1) 略				(1) 略			
(2) 小口分水施設利用				(2) 小口分水施設利用			
区分	海洋深層水			区分	海洋深層水		
	一般用(20リットルにつき)	業務用(1回あたり1m ³ につき)			一般用(20リットルにつき)	業務用(1回あたり1m ³ につき)	
町内利用者	100円	300円		町内利用者	100円	310円	
町外利用者	100円	610円		町外利用者	100円	620円	
(3) 大口分水施設利用				(3) 大口分水施設利用			
区分	海洋深層水(1回あたり1m ³ につき)			区分	海洋深層水(1回あたり1m ³ につき)		
	一般用	業務用			一般用	業務用	
町内利用者	510円	300円		町内利用者	520円	310円	
町外利用者	610円	610円		町外利用者	620円	620円	
(4) 専用給水管利用				(4) 専用給水管利用			
区分	海洋深層水(1月につき)			区分	海洋深層水(1月につき)		
	基本使用料		超過料金 1m ³ につき		基本使用料		超過料金 1m ³ につき
	水量	使用料			水量	使用料	
1	15,000m ³	2,005,710円	410円	1	15,000m ³	2,042,700円	410円
2	10,000m ³	1,337,140円		2	10,000m ³	1,361,800円	
3	7,500m ³	1,002,850円		3	7,500m ³	1,021,350円	
4	5,000m ³	668,570円		4	5,000m ³	680,900円	

5	3,000m ³	401,140円
6	2,000m ³	267,420円
7	1,000m ³	133,710円
8	500m ³	66,850円

2 交流施設の使用料

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
研修室	970円	1,620円	1,510円
加工研究室	1,080円	1,830円	1,720円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が310円に満たない場合にあつては310円）を加算した額とする。

5～7 略

5	3,000m ³	408,540円
6	2,000m ³	272,360円
7	1,000m ³	136,180円
8	500m ³	68,090円

2 交流施設の使用料

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
研修室	980円	1,650円	1,530円
加工研究室	1,100円	1,860円	1,750円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が320円に満たない場合にあつては320円）を加算した額とする。

5～7 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

（八雲漁港フィッシャリーナ条例の一部改正）

第18条 八雲漁港フィッシャリーナ条例（平成22年八雲町条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表（第10条関係） 施設使用料金表			別表（第10条関係） 施設使用料金表		
期間	区分	使用料	期間	区分	使用料
		陸上保管施設			陸上保管施設
1箇月未満		<u>1,555円</u> 略	1箇月未満		<u>1,580円</u> 略
1箇月以上3箇月未満		<u>4,665円</u> 略	1箇月以上3箇月未満		<u>4,750円</u> 略
3箇月以上6箇月未満		<u>9,331円</u> 船長1メートルにつき <u>3,400円</u>	3箇月以上6箇月未満		<u>9,500円</u> 船長1メートルにつき <u>3,500円</u>
6箇月以上		<u>13,996円</u> 船長1メートルにつき <u>4,800円</u>	6箇月以上		<u>14,250円</u> 船長1メートルにつき <u>4,900円</u>

備考 略

備考 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町勤労者センター条例の一部改正)

第19条 八雲町勤労者センター条例（平成18年八雲町条例第55号）の一部を次のように改正する。

現行				改正後					
別表（第14条関係） 施設使用料金表				別表（第14条関係） 施設使用料金表					
区分		利用料金		区分		利用料金			
室名		午前	午後	夜間	室名		午前	午後	夜間
会議室A		<u>1,180円</u>	<u>2,050円</u>	<u>2,480円</u>	会議室A		<u>1,330円</u>	<u>2,220円</u>	<u>2,520円</u>
会議室B		<u>1,180円</u>	<u>2,050円</u>	<u>2,480円</u>	会議室B		<u>1,200円</u>	<u>2,080円</u>	<u>2,520円</u>
備考				備考					
1～3 略				1～3 略					
4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が <u>310円</u> に満たない場合にあっては <u>310円</u> ）を加算した額とする。				4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が <u>320円</u> に満たない場合にあっては <u>320円</u> ）を加算した額とする。					
5～7 略				5～7 略					
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。									

(八雲町技能研修センター条例の一部改正)

第20条 八雲町技能研修センター条例（平成17年八雲町条例第115号）の一部を次のように改正する。

現行				改正後					
別表（第8条関係） 施設使用料金表				別表（第8条関係） 施設使用料金表					
区分		使用料		区分		使用料			
室名		午前	午後	夜間	室名		午前	午後	夜間
研修室		<u>320円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	研修室		<u>350円</u>	<u>590円</u>	<u>550円</u>
講堂		<u>860円</u>	<u>1,510円</u>	<u>1,400円</u>	講堂		<u>930円</u>	<u>1,560円</u>	<u>1,420円</u>
実習室		<u>1,180円</u>	<u>1,940円</u>	<u>1,830円</u>	実習室		<u>1,200円</u>	<u>2,010円</u>	<u>1,860円</u>
備考				備考					
1～3 略				1～3 略					
4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が				4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が					

310円に満たない場合にあっては310円)を加算した額とする。

5～7 略

320円に満たない場合にあっては320円)を加算した額とする。

5～7 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町熊石青少年旅行村施設条例の一部改正)

第21条 八雲町熊石青少年旅行村施設条例(平成17年八雲町条例第119号)の一部を次のように改正する。

現行					改正後				
別表(第10条関係) 青少年旅行村施設使用料					別表(第10条関係) 青少年旅行村施設使用料				
区分		使用料		備考	区分		使用料		備考
		単位	金額				単位	金額	
入村料 (キャンプをする場合に限る。)	中学生以下	1人1日	200	幼児は、保護者1人につき、2人まで無料とする。 団体割引(15人以上) 中学生以下 1人1日 150円 高校生以上 1人1日 360円	入村料 (キャンプをする場合に限る。)	中学生以下	1人	<u>220</u>	幼児は、保護者1人につき、2人まで無料とする。 団体割引(15人以上) 中学生以下 1人1日 150円 高校生以上 1人1日 360円
	高校生以上	1人1日	<u>410</u>			高校生以上	1人	<u>450</u>	
キャンプ場及び広場	貸付テント	5人用	1張	タープ、スクリーン、メッシュテント持込みの場合は各 <u>200円</u> を加算する。	キャンプ場及び広場	持込テント	3人用	1張	<u>670</u>
		以下					以下		
	6～10人用	1張	2,050		4人用	1張	<u>900</u>		
	持込テント	3人用	1張		<u>610</u>	以上			
		4人用	1張	<u>820</u>					

ケビン	1棟1日	10,280		ケビン	1棟1日	10,470	
バンガロー	1棟1日	5,140		バンガロー	1棟1日	5,230	
ツリーハウス・キノコログ	1棟1日	5,140		ツリーハウス・キノコログ	1棟1日	5,230	
貸毛布	1枚1日	360		貸毛布	1枚1日	390	
略				略			
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。							

(八雲町ひらたない温泉あわびの湯条例の一部改正)
 第22条 八雲町ひらたない温泉あわびの湯条例(平成19年八雲町条例第30号)の一部を改正する条例

現行				改正後			
別表第1(第8条、第12条関係)				別表第1(第8条、第12条関係)			
区分		使用料	備考	区分		使用料	備考
入浴(入湯税を除く。)	小学生以下	200円	乳幼児は、保護者1人に対して2人を無料とする。2人を超える乳幼児は、小学生以下とみなす。	入浴(入湯税を除く。)	小学生以下	220円	乳幼児は、保護者1人に対して2人を無料とする。2人を超える乳幼児は、小学生以下とみなす。
	中学生以上	410円			中学生以上	450円	
	小学生以下回数券11枚綴	2,050円			小学生以下回数券11枚綴	2,200円	
	中学生以上回数券11枚綴	4,060円			中学生以上回数券11枚綴	4,500円	
別表第2(第8条、第9条、第12条関係)				別表第2(第8条、第9条、第12条関係)			
区分	使用料			区分	使用料		
室名	午前	午後	夜間	室名	午前	午後	夜間
多目的ホール	4,860円	12,090円	11,550円	多目的ホール	4,950円	12,310円	11,760円
備考				備考			
1~3 略				1~3 略			
4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割(その額が310円に満たない場合にあつては310円)を加算した額とする。				4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割(その額が320円に満たない場合にあつては320円)を加算した額とする。			
5~7 略				5~7 略			
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。							

(八雲町道路占用料徴収条例の一部改正)

第23条 八雲町道路占用料徴収条例(平成18年八雲町条例第36号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意を得た占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(当該占有の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額(10円未満は切り捨てる。))とし、当該算出額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(当該占有の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額(10円未満は切り捨てる。))として、当該算出額が100円に満たない場合にあつては100円として、各年度ごとに計算して得た額(10円未満は切り捨てる。)の合計額とする。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意を得た占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(当該占有の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額(10円未満は切り捨てる。))とし、当該算出額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(当該占有の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額(10円未満は切り捨てる。))として、当該算出額が100円に満たない場合にあつては100円として、各年度ごとに計算して得た額(10円未満は切り捨てる。)の合計額とする。</p>
2 略	2 略

別表（第2条関係）

	占用物件	占用料		摘要
		単位	単価	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本に	310	
	第2種電柱	つき1	480	
	第3種電柱	年	650	
	第1種電話柱		280	
	第2種電話柱		450	
	第3種電話柱		620	
	その他の柱類		28	
	略	略	略	
	略		略	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	170	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	560	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	240	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	760		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	560		

別表（第2条関係）

	占用物件	占用料		摘要
		単位	単価	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本に	380	
	第2種電柱	つき1	580	
	第3種電柱	年	780	
	第1種電話柱		340	
	第2種電話柱		540	
	第3種電話柱		740	
	その他の柱類		34	
	略	略	略	
	略		略	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	200	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	680	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	280	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	680		

法第32条	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	12	
第1項	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	ルにつき1年	17	
第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		25	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		34	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		50	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		67	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		120	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		170	
	外径が1メートル以上のもの		340	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	560
法第32条第1項第5号に掲げる施設		階数が2のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
				Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			380
	地下に設ける通路			230
	その他のもの			560

法第32条	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	14	
第1項	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	ルにつき1年	20	
第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		81	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200	
	外径が1メートル以上のもの		410	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	680
法第32条第1項第5号に掲げる施設		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
				Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			330
	地下に設ける通路			200
	その他のもの			680

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	8
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	76
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	76
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	760
標識			1本につき1年	450
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	8
	その他のもの		1本につき1月	76

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	7
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	67
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670
標識			1本につき1年	540
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	7
	その他のもの		1本につき1月	67

幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	76
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	760
		その他のもの	380
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートル	560
令第7条第3号に掲げる施設		方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	76
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	56
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額

幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670
		その他のもの	330
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートル	680
令第7条第3号に掲げる施設		方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	68
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額

令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町営駐車場条例の一部改正)

第24条 八雲町営駐車場条例（平成17年八雲町条例第123号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第4条 月ぎめ駐車場の使用料（以下「駐車料金」という。）は、次による。</p> <p>(1) 八雲駅前駐車場 月額 <u>5,400</u> 円</p> <p>(2) 八雲郵便局前駐車場 月額 <u>3,240</u>円</p> <p>2 略</p>	<p>第4条 月ぎめ駐車場の使用料（以下「駐車料金」という。）は、次による。</p> <p>(1) 八雲駅前駐車場 月額 <u>5,900</u> 円</p> <p>(2) 八雲郵便局前駐車場 月額 <u>3,500</u>円</p> <p>2 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町都市公園条例の一部改正)

第25条 八雲町都市公園条例（平成18年八雲町条例第39号）の一部を次のように改正する。

現行					改正後				
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）				
施設名	利用区分	使用料			施設名	利用区分	使用料		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
運動公園野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	<u>4,320</u> 円	<u>5,400</u> 円	<u>4,320</u> 円	運動公園野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	<u>4,480</u> 円	<u>5,610</u> 円	<u>4,480</u> 円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	21,600円	27,000円	21,600円		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	22,440円	28,050円	22,440円
運動公園運動広場	アマチュアスポーツに利用する場合	<u>3,020</u> 円	<u>3,770</u> 円	<u>3,020</u> 円	運動公園運動広場	アマチュアスポーツに利用する場合	<u>3,070</u> 円	<u>3,830</u> 円	<u>3,070</u> 円
	(ソフトボール場) アマチュアスポーツ以外に利用する場合	15,120円	18,890円	15,120円		(ソフトボール場) アマチュアスポーツ以外に利用する場合	15,400円	19,230円	15,400円

運動公園テニスコート (1面)	アマチュアスポーツに利用する場合	860円	1,080円	860円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	4,320円	5,400円	4,320円
スポーツ公園陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	4,320円	5,400円	4,320円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	21,600円	27,000円	21,600円
スポーツ公園多目的グラウンド	アマチュアスポーツに利用する場合	4,320円	5,400円	4,320円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	21,600円	27,000円	21,600円
スポーツ公園テニスコート (1面)	アマチュアスポーツに利用する場合	1,290円	1,610円	1,290円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	6,480円	8,090円	6,480円
落部多目的グラウンド	アマチュアスポーツに利用する場合	2,160円	2,690円	2,160円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	10,800円	13,490円	10,800円
遊楽部公園多目的グラウンド	アマチュアスポーツに利用する場合	4,320円	5,400円	4,320円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	21,600円	27,000円	21,600円

備考 略

別表第3 (第6条関係)

運動公園テニスコート (1面)	アマチュアスポーツに利用する場合	890円	1,110円	890円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	4,480円	5,610円	4,480円
スポーツ公園陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	4,480円	5,610円	4,480円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	22,440円	28,050円	22,440円
スポーツ公園多目的グラウンド	アマチュアスポーツに利用する場合	4,480円	5,610円	4,480円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	22,440円	28,050円	22,440円
スポーツ公園テニスコート (1面)	アマチュアスポーツに利用する場合	1,310円	1,630円	1,310円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	6,600円	8,230円	6,600円
落部多目的グラウンド	アマチュアスポーツに利用する場合	2,200円	2,730円	2,200円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	11,000円	13,730円	11,000円
遊楽部公園多目的グラウンド	アマチュアスポーツに利用する場合	4,400円	5,500円	4,400円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	22,000円	27,500円	22,000円

備考 略

別表第3 (第6条関係)

行為	使用料	
	単位	金額
略	略	略
業とする写真の撮影	常時1人 1月	2,030円
	臨時1人 1日	190円
業とする映画撮影	1時間	2,070円
略	略	略
集会、展示会その他これらに類する催し及び出店のための使用	1平方メートル 1月	110円

別表第5（第7条関係）

施設名	室名	使用料		摘要
		午前	午後	
梅雲亭	奥の間	430円	640円	
	中の間	430円	640円	
	離れ	430円	640円	利用期間5月1日～10月31日

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が310円に満たない場合にあつては310円）を加算した額とする。

5～7 略

別表第6（第13条関係）

区分	施設名	使用料	
		単位	金額
公園施設の設置	売店、休憩所、児童遊戯施設	1平方メートル 1月	640円

別表第7（第13条関係）

行為	使用料	
	単位	金額
略	略	略
業とする写真の撮影	常時1人 1月	2,230円
	臨時1人 1日	200円
業とする映画撮影	1時間	2,270円
略	略	略
集会、展示会その他これらに類する催し及び出店のための使用	1平方メートル 1月	120円

別表第5（第7条関係）

施設名	室名	使用料		摘要
		午前	午後	
梅雲亭	奥の間	430円	650円	
	中の間	430円	650円	
	離れ	430円	650円	利用期間5月1日～10月31日

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が320円に満たない場合にあつては320円）を加算した額とする。

5～7 略

別表第6（第13条関係）

区分	施設名	使用料	
		単位	金額
公園施設の設置	売店、休憩所、児童遊戯施設	1平方メートル 1月	700円

別表第7（第13条関係）

公園施設の名 称	使用料		公園施設の名 称	使用料	
	単位	金額		単位	金額
野球場	15分ごと	510円	野球場	15分ごと	560円
運動広場	15分ごと	250円	運動広場	15分ごと	270円
テニスコート	1コート 60分ごと	150円	テニスコート	1コート 60分ごと	160円

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町普通河川管理条例の一部改正)
 第26条 八雲町普通河川管理条例(平成18年八雲町条例第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(占用料等の徴収等)</p> <p>第21条 町長は、第8条第1号、第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から、別表第1により算定して得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額の流水占用料(その額が100円未満のものにあっては、100円)、土地占用料(占用に係る許可の期間が1月以上のものにおいて、別表第1により算定して得た額(その額が100円未満のものにあっては、100円)の土地占用料)及び土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「占用料等」という。)を徴収することができる。ただし、国、道又は市町村等が収益を目的としない事業のためにする場合を除く。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(占用料等の徴収等)</p> <p>第21条 町長は、第8条第1号、第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から、別表第1により算定して得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の流水占用料(その額が100円未満のものにあっては、100円)、土地占用料(占用に係る許可の期間が1月以上のものにおいて、別表第1により算定して得た額(その額が100円未満のものにあっては、100円)の土地占用料)及び土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「占用料等」という。)を徴収することができる。ただし、国、道又は市町村等が収益を目的としない事業のために場合を除く。</p> <p>2～4 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(河川法の規定を準用する河川の流水占用料等に関する条例の一部改正)
 第27条 河川法の規定を準用する河川の流水占用料等に関する条例(平成18年八雲町条例第41号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(流水占用料等の徴収等)</p> <p>第2条 町長は、法第23条から第25条までの許可(以下「占用等許可」という。)を受けた者から、別表第1により算定し</p>	<p>(流水占用料等の徴収等)</p> <p>第2条 町長は、法第23条から第25条までの許可(以下「占用等許可」という。)を受けた者から、別表第1により算定し</p>

て得た額に100分の108を乗じて得た額の流水占用料（その額が100円未満のものにあつては、100円）、土地占用料（占用に係る許可の期間が1月以上のものにあつては、別表第1により算定して得た額（その額が100円未満のものにあつては、100円）の土地占用料）及び土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。

2及び3 略

て得た額に100分の110を乗じて得た額の流水占用料（その額が100円未満のものにあつては、100円）、土地占用料（占用に係る許可の期間が1月以上のものにあつては、別表第1により算定して得た額（その額が100円未満のものにあつては、100円）の土地占用料）及び土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。

2及び3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

（八雲町公共下水道条例の一部改正）

第28条 八雲町公共下水道条例（平成18年八雲町条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表第2（第40条関係） 手数料			別表第2（第40条関係） 手数料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
第7条に係る指定工事店の指定	1件につき	円 10,000	第7条に係る指定工事店の指定	1件につき	円 10,200
第19条に規定する工事の検査	1件につき	円 1,000	第19条に規定する工事の検査	1件につき	円 1,400

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

（八雲町給水条例の一部改正）

第29条 八雲町給水条例（平成18年八雲町条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2（第32条関係） 手数料表	別表第2（第32条関係） 手数料表

区分		手数料	
略		略	
(2)	指定給水装置工事業者の指定手数料（第8条第1項関係）1件につき	<u>10,000円</u>	
(3)	指定給水装置工事業者の指定更新手数料（第8条第1項関係）1件につき	<u>10,000円</u>	
(4)	新設工事 設計審査及び工事検査手数料（第8条第2項関係）	メーターの口径別 13m/m	<u>8,000円</u>
		20m/m	<u>10,000円</u>
		30m/m	
		40m/m	<u>20,000円</u>
		50m/m	
		75m/m	<u>40,000円</u>
	略	略	略
略		略	
備考 略			

区分		手数料	
略		略	
(2)	指定給水装置工事業者の指定手数料（第8条第1項関係）1件につき	<u>10,200円</u>	
(3)	指定給水装置工事業者の指定更新手数料（第8条第1項関係）1件につき	<u>10,200円</u>	
(4)	新設工事 設計審査及び工事検査手数料（第8条第2項関係）	メーターの口径別 13m/m	<u>8,100円</u>
		20m/m	<u>10,100円</u>
		30m/m	
		40m/m	<u>20,200円</u>
		50m/m	
		75m/m	<u>40,300円</u>
	略	略	略
略		略	
備考 略			

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

（八雲町有料バスの運行に関する条例の一部改正）

第30条 八雲町有料バスの運行に関する条例（平成17年八雲町条例第135号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1（第4条関係） 町有バス道々八雲厚沢部線旅客運賃料金表 (単位 円)	別表第1（第4条関係） 町有バス道々八雲厚沢部線旅客運賃料金表 (単位 円)

								終点 (上の湯)
							青木	50
						林	50	50
					梨ノ木	50	50	100
				堀	50	50	100	100
			下の湯	50	50	100	100	160
		柴田	50	50	100	100	160	160
	会館	50	50	100	100	160	160	210
起点 (落部)	50	50	100	100	160	160	210	210

別表第2 (第4条関係)

町有バス町道本町八高通線・道々八雲
北桧山線旅客運賃料金表

(単位 円)

								終点 (相蘇)
							農協 支所	50
						学校前	50	50
					土屋	50	100	160
				伊藤	50	100	100	160
			すずらん 台	50	50	100	100	160
		立岩橋	50	50	50	160	160	160
		本杉	50	50	50	100	160	210
		八木	50	50	100	100	160	210
	春日 入口	50	50	100	100	100	160	210
始点 (後場)	50	50	100	160	160	160	210	210

								終点 (上の湯)
							青木	50
						林	50	50
					梨ノ木	50	50	110
				堀	50	50	110	110
			下の湯	50	50	110	110	160
		柴田	50	50	110	110	160	160
	会館	50	50	110	110	160	160	220
起点 (落部)	50	50	110	110	160	160	220	220

別表第2 (第4条関係)

町有バス町道本町八高通線・道々八雲
北桧山線旅客運賃料金表

(単位 円)

								終点 (相蘇)
							農協 支所	50
						学校前	50	50
					土屋	50	110	160
				伊藤	50	110	110	160
			すずらん 台	50	50	110	110	160
		立岩橋	50	50	50	160	160	160
		本杉	50	50	50	110	160	220
		八木	50	50	110	110	160	220
	春日 入口	50	50	110	110	110	160	220
始点 (後場)	50	50	110	160	160	160	220	220

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町民センター条例の一部改正)

第31条 八雲町民センター条例(平成17年八雲町条例第139号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(附属設備等の使用料)	(附属設備等の使用料)
第11条 附属設備及び備付物品を利用する場合は、別表第2に定める使用料を別に	第11条 附属設備を利用する場合は、別表第2に定める使用料を別に徴収する。

徴収する。

別表第1（第9条関係）

施設使用料金表

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
大集会室	5,720円	9,500円	9,070円
第1集会室	750円	1,180円	1,180円
第2集会室	750円	1,180円	1,180円
研修室	750円	1,180円	1,180円
会議室	750円	1,180円	1,180円
調理実習室	750円	1,180円	1,180円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が310円に満たない場合にあつては310円）を加算した額とする。

5 冷房を使用した場合は、規定の料金に2割（その額が1,080円に満たない場合にあつては1,080円）を加算した額とする。

6～9 略

別表第2（第11条関係）

附属設備及び備付物品の使用料金表

附属設備名	料金額
舞台照明設備 各時間区分1時間当たり	960円
ピアノ	1行事1日 3,240円
	同上 入場料の類を徴収する場合 6,480円

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

（八雲町公民館条例の一部改正）

第32条 八雲町公民館条例（平成17年八雲町条例第140号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表（第7条関係）	別表（第7条関係）

別表第1（第9条関係）

施設使用料金表

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
大集会室	6,260円	10,430円	9,230円
第1集会室	800円	1,330円	1,200円
第2集会室	800円	1,330円	1,200円
研修室	800円	1,330円	1,200円
会議室	800円	1,330円	1,200円
調理実習室	800円	1,330円	1,200円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が320円に満たない場合にあつては320円）を加算した額とする。

5 冷房を使用した場合は、規定の料金に2割（その額が1,100円に満たない場合にあつては1,100円）を加算した額とする。

6～9 略

別表第2（第11条関係）

附属設備の使用料金表

附属設備名	料金額
舞台照明設備 各時間区分1時間当たり	970円

施設使用料金表

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
第1集会室	860円	1,080円	1,290円
第2集会室	860円	1,080円	1,290円
第1会議室	540円	640円	860円
第2会議室	320円	430円	540円
第3会議室	320円	430円	540円
実習室	540円	640円	860円
料理講習室	540円	640円	860円
視聴覚室	540円	640円	860円
研修室	640円	860円	970円
福祉室	540円	750円	970円
展示室	860円	1,080円	1,290円
パソコン室	540円	640円	860円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が310円に満たない場合にあつては310円）を加算した額とする。

5及び6 略

施設使用料金表

区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間
第1集会室	870円	1,110円	1,310円
第2集会室	870円	1,110円	1,310円
第1会議室	570円	760円	870円
第2会議室	320円	430円	550円
第3会議室	320円	430円	550円
実習室	550円	700円	870円
料理講習室	570円	760円	870円
視聴覚室	570円	760円	870円
研修室	690円	920円	980円
福祉室	610円	810円	980円
展示室	900円	1,200円	1,310円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が320円に満たない場合にあつては320円）を加算した額とする。

5及び6 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町立図書館条例の一部改正)

第33条 八雲町立図書館条例（平成17年八雲町条例第141号）の一部を次のように改正する。

現行				改正後			
別表（第11条関係） 施設使用料金表				別表（第11条関係） 施設使用料金表			
区分 室名	使用料			区分 室名	使用料		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
視聴覚ホール	1,620円	4,100円	3,880円	視聴覚ホール	1,780円	4,460円	3,950円
集会室	750円	1,940円	1,830円	集会室	830円	2,090円	1,860円
備考				備考			
1～3 略				1～3 略			
4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が <u>310円</u> に満たない場合にあつては <u>310円</u> ）を加算した額とする。				4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が <u>320円</u> に満たない場合にあつては <u>320円</u> ）を加算した額とする。			

<p><u>10円</u>に満たない場合にあつては<u>310円</u>)を加算した額とする。</p> <p>5 冷房を使用した場合は、規定の料金に2割(その額が<u>1,080円</u>に満たない場合にあつては<u>1,080円</u>)を加算した額とする。</p> <p>6 略</p>	<p><u>20円</u>に満たない場合にあつては<u>320円</u>)を加算した額とする。</p> <p>5 冷房を使用した場合は、規定の料金に2割(その額が<u>1,100円</u>に満たない場合にあつては<u>1,100円</u>)を加算した額とする。</p> <p>6 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町郷土資料館条例の一部改正)

第34条 八雲町郷土資料館条例(平成17年八雲町条例第142号)の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)		
区分	使用料		区分	使用料	
作業室	午前	<u>1,300円</u>	作業室	午前	<u>1,420円</u>
	午後	<u>1,730円</u>		午後	<u>1,900円</u>
	夜間	<u>2,080円</u>		夜間	<u>2,110円</u>
電気窯 20Kw	素焼き	<u>1,620円</u>	電気窯 20Kw	素焼き	<u>1,650円</u>
	本焼き	<u>3,070円</u>		本焼き	<u>3,430円</u>
備考			備考		
1～3 略			1～3 略		
4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割(その額が <u>310円</u> に満たない場合にあつては <u>310円</u>)を加算した額とする。			4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割(その額が <u>320円</u> に満たない場合にあつては <u>320円</u>)を加算した額とする。		
5及び6 略			5及び6 略		
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。					

(八雲町熊石歴史記念館条例の一部改正)

第35条 八雲町熊石歴史記念館条例(平成17年八雲町条例第143号)の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表(第6条関係) (入館料)			別表(第6条関係) (入館料)		
区分	小中高生	大人	区分	小中高生	大人
個人	<u>150円</u>	<u>300円</u>	個人	<u>160円</u>	<u>330円</u>
団体(10人以上)	<u>130円</u>	<u>270円</u>	団体(10人以上)	<u>140円</u>	<u>290円</u>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。					

(八雲町総合体育館条例の一部改正)

第36条 八雲町総合体育館条例（平成17年八雲町条例第146号）の一部を次のように改正する。

現行					改正後						
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）						
室名	利用区分		使用料			室名	利用区分		使用料		
			午前	午後	夜間				午前	午後	夜間
体育室	アマチュアスポーツに利用	入場料を徴収しない場合	4,530円	6,040円	5,400円	アマチュアスポーツに利用	入場料を徴収しない場合		4,960円	6,620円	5,500円
		入場料を徴収する場合	22,680円	30,240円	27,000円			アマチュアスポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合		24,880円
	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	22,680円	30,240円	27,000円	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合				24,880円
		営利を目的とする場合	45,360円	60,480円	54,000円		入場料を徴収する場合	営利を目的とする場合	49,760円	66,350円	55,000円
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	68,040円	90,720円	81,000円	入場料を徴収する場合		営利を目的としない場合	74,640円	99,520円	82,500円
		営利を目的とする場合	113,400円	151,200円	135,000円		入場料を徴収する場合	営利を目的とする場合	124,410円	165,880円	137,500円

小 体 育 室	アマチュアスポーツに利用	860円	1,180円	1,080円	
	アマチュアスポーツ以外に利用	営利を目的としない場合	4,320円	5,930円	5,400円
	営利を目的とする場合	8,640円	11,880円	10,800円	
ト レ ー ニ ン グ 室	営利を目的としない場合	1,400円	1,830円	1,620円	
	営利を目的とする場合	2,800円	3,670円	3,240円	
会 議 室	営利を目的としない場合	430円	540円	540円	
	営利を目的とする場合	860円	1,080円	1,080円	
研 修 室	営利を目的としない場合	540円	750円	640円	
	営利を目的とする場合	1,080円	1,510円	1,290円	
休 養 室	営利を目的としない場合	540円	750円	640円	
	営利を目的とする場合	1,080円	1,510円	1,290円	

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が310円に満たない場合にあつては310円）を加算した額とする。

5及び6 略

小 体 育 室	アマチュアスポーツに利用	960円	1,280円	1,100円	
	アマチュアスポーツ以外に利用	営利を目的としない場合	4,860円	6,480円	5,500円
	営利を目的とする場合	9,730円	12,980円	11,000円	
ト レ ー ニ ン グ 室	営利を目的としない場合	1,500円	2,000円	1,650円	
	営利を目的とする場合	3,020円	4,020円	3,300円	
会 議 室	営利を目的としない場合	460円	620円	550円	
	営利を目的とする場合	930円	1,250円	1,100円	
研 修 室	営利を目的としない場合	590円	790円	650円	
	営利を目的とする場合	1,200円	1,600円	1,310円	

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が320円に満たない場合にあつては320円）を加算した額とする。

5及び6 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町温水プール条例の一部改正)

第37条 八雲町温水プール条例（平成17年八雲町条例第148号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
----	-----

別表（第5条関係）

1 個人使用料（温水プール）

区分	1回券	11回券	3箇月券	夏休み券	冬休み券
大人一般	300円	3,080円	9,250円	—	—
60歳以上の者	200円	2,050円	6,170円	—	—
高校生	200円	2,050円	6,170円	2,050円	1,640円
中学生以下	100円	1,020円	3,080円	1,020円	820円
備考					

2 占用使用料（温水プール）

区分	使用料（1時間につき）
25mプール 1コース	2,050円
25mプール 全コース	20,570円
幼児プール	4,110円
歩行プール	4,110円

3 占用使用料（研修室）

室名	区分			使用料		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
研修室1	530円	750円	750円	530円	750円	750円
研修室2	530円	860円	860円	530円	860円	860円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が310円に満たない場合にあつては310円）を加算した額とする。

5～7 略

別表（第5条関係）

1 個人使用料（温水プール）

区分	1回券	11回券	3箇月券	夏休み券
大人一般	330円	3,300円	9,900円	—
60歳以上の者	220円	2,200円	6,600円	—
高校生	220円	2,200円	6,600円	2,200円
中学生以下	110円	1,100円	3,300円	1,100円
備考				

2 占用使用料（温水プール）

区分	使用料（1時間につき）
25mプール 1コース	2,250円
25mプール 全コース	22,620円
幼児プール	4,180円
歩行プール	4,180円

3 占用使用料（研修室）

室名	区分			使用料		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
研修室1	590円	890円	760円	590円	890円	760円
研修室2	650円	980円	870円	650円	980円	870円

備考

1～3 略

4 12月1日から3月31日までの使用料は、規定の料金に2割（その額が320円に満たない場合にあつては320円）を加算した額とする。

5～7 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

（八雲町営スキー場条例の一部改正）

第38条 八雲町営スキー場条例（平成17年八雲町条例第149号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
----	-----

別表（第5条関係）

八雲町営スキー場各施設使用料

1 索道施設

区分		使用料	有効期間
略	略	略	略
回数券 (11回)	大人	1,230円	
	中学生以下	720円	
1日券	大人	1,850円	発売日当日の午後4時まで
	中学生以下	1,020円	
時間券 (3時間)	大人	1,230円	発売日当日の発売時間から3時間後の時刻まで
	中学生以下	720円	
シーズン券	大人	18,510円	略
	60歳以上	15,420円	
	中学生以下	10,280円	
スキー授業券(1日)	高校生	610円	略
	略	略	

備考

1～5 略

2 休憩施設

区分	使用料
厨房	月額9,250円
第4条の許可を受けた場合	日額1,020円

別表（第5条関係）

八雲町営スキー場各施設使用料

1 索道施設

区分		使用料	有効期間
略	略	略	略
回数券 (11回)	大人	1,250円	
	中学生以下	730円	
時間券 (2時間)	大人	960円	発売日当日の発売時間から2時間後の時刻まで
	中学生以下	560円	
時間券 (4時間)	大人	1,440円	発売日当日の発売時間から4時間後の時刻まで
	中学生以下	840円	
時間券 (6時間)	大人	2,160円	発売日当日の発売時間から6時間後の時刻まで
	中学生以下	1,260円	
シーズン券	大人	18,850円	略
	中学生以下	10,470円	
スキー授業券(1日)	高校生	620円	略
	略	略	

備考

1～5 略

2 休憩施設

区分	使用料
第4条の許可を受けた場合	日額1,030円

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町パークゴルフ場条例の一部改正)

第39条 八雲町パークゴルフ場条例（平成18年八雲町条例第9号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
区分	券の種類	使用料	区分	券の種類	使用料
噴火湾パノラマパーク パークゴルフ場 噴火湾コース・パノラ マコース	大人（中 学生以 上） 1日券	<u>510円</u>	噴火湾パノラマパーク パークゴルフ場 噴火湾コース・パノラ マコース	大人（中 学生以 上） 1日券	<u>560円</u>
噴火湾パノラマパーク パークゴルフ場 ファミリーコース	大人（中 学生以 上） 1日券	<u>300円</u>	噴火湾パノラマパーク パークゴルフ場 ファミリーコース	大人（中 学生以 上） 1日券	<u>330円</u>
	小人（小 学生以 下） 1日券	<u>100円</u>		小人（小 学生以 下） 1日券	<u>110円</u>
遊楽部公園パークゴル フ場	1日券	<u>300円</u>	遊楽部公園パークゴル フ場	1日券	<u>310円</u>
くまいしパークゴルフ 場	1日券	<u>300円</u>	くまいしパークゴルフ 場	1日券	<u>310円</u>
上記パークゴルフ場共 通	シーズン 券	<u>12,340円</u>	上記パークゴルフ場共 通	シーズン 券	<u>12,560円</u>
備考 略			備考 略		
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。					

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際既に改正前の八雲町行政財産使用料条例、八雲町落部町民センター条例、八雲町地域会館等条例、八雲町熊石総合センター条例、八雲町ふれあい交流センターくまいし館条例、八雲町子育て支援センター条例、八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例、八雲町活性化施設条例、八雲漁港フィッシャリーナ条例、八雲町勤労者センター条例、八雲町技能研修センター条例、八雲町都市公園条例、八雲町民センター条例、八雲町公民館条例、八雲町立図書館条例、八雲町郷土資料館条例、八雲町総合体育館条例及び八雲町温水プール条例の規定により、使用の許可を受け、使用料等を納付しているものについては、なお従前の例による。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 7 号

八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年八雲町条例第69号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(利率)</p> <p>第14条</p> <p>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還（半年賦償還）の方法によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>の方法によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 8 号

八雲町保育所条例の一部を改正する条例

八雲町保育所条例（平成 18 年八雲町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

現行		改正後						
<p><u>（位置及び名称）</u></p> <p>第 2 条 保育所の<u>位置及び名称</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八雲町立相沼保育園</td> <td>八雲町熊石折戸町 162 番地 3</td> </tr> <tr> <td>八雲町立熊石保育園</td> <td>八雲町熊石根崎町 417 番地</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	八雲町立相沼保育園	八雲町熊石折戸町 162 番地 3	八雲町立熊石保育園	八雲町熊石根崎町 417 番地	<p><u>（名称、位置及び定員）</u></p> <p>第 2 条 保育所の<u>名称、位置及び入所させる乳幼児の定員</u>は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>八雲町立くまいし保育園</u></p> <p>位置 <u>八雲町熊石鳴神町 218 番地</u></p> <p>定員 <u>30 人</u></p>
名称	位置							
八雲町立相沼保育園	八雲町熊石折戸町 162 番地 3							
八雲町立熊石保育園	八雲町熊石根崎町 417 番地							
<p><u>（定員）</u></p> <p>第 3 条 保育所に入所させる乳幼児の定員は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1） 八雲町立相沼保育園 20 人</u></p> <p><u>（2） 八雲町立熊石保育園 25 人</u></p>								
<p>（職員） <u>第 4 条及び（委任）第 5 条</u> 略</p>		<p>（職員） <u>第 3 条及び（委任）第 4 条</u> 略</p>						
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>								

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 9 号

八雲町季節保育所設置条例の一部を改正する条例

八雲町季節保育所設置条例（平成17年八雲町条例第74号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後									
<p>八雲町<u>季節保育所</u>設置条例 (設置)</p> <p>第1条 乳児及び幼児の健全なる育成と、保護者の福祉を図るため八雲町<u>季節保育所</u>（以下「<u>季節保育所</u>」という。）を設置する。</p> <p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 <u>季節保育所</u>の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はまなす保育園</td> <td>八雲町山崎142番地38</td> <td style="text-align: center;">20人</td> </tr> <tr> <td>こばと保育園</td> <td>八雲町野田生160番地16</td> <td style="text-align: center;">80人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入所の資格)</p> <p>第3条 <u>季節保育所</u>に入所できる児童は、乳児及び幼児とする。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第4条 町長は、<u>季節保育所</u>の管理及び運営に関する業務の執行について、保育所運営委員会等に委託することができる。</p>	名称	位置	定員	はまなす保育園	八雲町山崎142番地38	20人	こばと保育園	八雲町野田生160番地16	80人	<p>八雲町<u>地域保育所</u>設置条例 (設置)</p> <p>第1条 乳児及び幼児の健全なる育成と、保護者の福祉を図るため八雲町<u>地域保育所</u>（以下「<u>地域保育所</u>」という。）を設置する。</p> <p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 <u>地域保育所</u>の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>野田生こばと保育園</u> 位置 <u>八雲町野田生160番地16</u> 定員 <u>80人</u></p> <p>(入所の資格)</p> <p>第3条 <u>地域保育所</u>に入所できる児童は、乳児及び幼児とする。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第4条 町長は、<u>地域保育所</u>の管理及び運営に関する業務の執行について、保育所運営委員会等に委託することができる。</p>
名称	位置	定員								
はまなす保育園	八雲町山崎142番地38	20人								
こばと保育園	八雲町野田生160番地16	80人								
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。										

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 10 号

八雲町居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例

八雲町居宅介護支援事業実施条例（平成17年八雲町条例第83号）の一部を次のとおり改正する。

現行			改正後									
(事業所の名称等) 第2条 居宅介護支援事業を行う事業所の名称、所在地及び通常のサービス提供地域は、次のとおりとする。			(事業所の名称等) 第2条 居宅介護支援事業を行う事業所の名称、所在地及び通常のサービス提供地域は、次のとおりとする。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>通常の事業の実施地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八雲居宅介護支援事業所</td> <td>八雲町栄町13番地1</td> <td>平成17年9月30日以前の八雲町の区域</td> </tr> <tr> <td>熊石居宅介護支援事業所</td> <td>八雲町熊石根崎町116番地</td> <td>平成17年9月30日以前の熊石町の区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	通常の事業の実施地域	八雲居宅介護支援事業所	八雲町栄町13番地1	平成17年9月30日以前の八雲町の区域	熊石居宅介護支援事業所	八雲町熊石根崎町116番地	平成17年9月30日以前の熊石町の区域			(1) <u>名称</u> 熊石居宅介護支援事業所 (2) <u>所在地</u> 八雲町熊石根崎町116番地 (3) <u>通常の事業の実施地域</u> 平成17年9月30日以前の熊石町の区域
名称	所在地	通常の事業の実施地域										
八雲居宅介護支援事業所	八雲町栄町13番地1	平成17年9月30日以前の八雲町の区域										
熊石居宅介護支援事業所	八雲町熊石根崎町116番地	平成17年9月30日以前の熊石町の区域										
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。												

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 11 号

八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部を改正する条例

八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例（平成18年八雲町条例第29号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(補助金及び融資の斡旋の対象者)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金及び融資の斡旋の対象者とししないものとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p>	<p>(補助金及び融資の斡旋の対象者)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金及び融資の斡旋の対象者とししないものとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p><u>(4) 汚水処理未普及の解消につながら</u> <u>ない合併処理浄化槽を設置する者。</u> <u>ただし、災害など特別な事情がある</u> <u>者及び下水道、農業集落排水処理区</u> <u>域若しくは集合住宅等からの転居</u> <u>に伴い合併処理浄化槽を新たに設</u> <u>置する者又はその他町長が必要と</u> <u>認める者は、補助金及び融資の斡旋</u> <u>の対象者となることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 12 号

八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町町営住宅条例（平成17年八雲町条例第121号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表第3（第63条関係）			別表第3（第63条関係）		
駐車場の名称	月額使用料	備考	駐車場の名称	月額使用料	備考
新栄町団地駐車場	1,230円		新栄町団地駐車場	1,230円	
出雲町A団地駐車場	1,230円		出雲町A団地駐車場	1,230円	
			出雲町C団地駐車場	1,230円	
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。					

第2条 八雲町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

現行						改正後					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積㎡	備考	団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積㎡	備考
落部団地	昭和43年度	落部349番地5	略	略	略	落部団地	昭和43年度	落部349番地5	略	略	略
出雲町C団地	昭和44年度	出雲町60番地85	簡易耐火構造平屋建2棟8戸	3DK 42.41 2DK 31.71	(旧)2種3DK 2戸 特別低家賃住宅2DK 6戸	元町団地	昭和44年度	元町61番地7	略	略	略
元町団地	昭和44年度	元町61番地7	略	略	略	元町団地	昭和45年度	元町61番地7	略	略	略
						元町	昭和	元町	略	略	略

元町団地	昭和45年度	元町61番地7	略	略	略	団地	46年度	61番地5			
出雲町C団地	昭和46年度	出雲町60番地85	簡易耐火構造平屋建 4棟16戸	3DK 46.56 2DK 40.00	(旧)1種 3DK 4戸 2DK 12戸						
出雲町C団地	昭和46年度	出雲町60番地85	簡易耐火構造平屋建 2棟4戸	3DK 46.56 2DK 40.00	(旧)1種 3DK 1戸 2DK 3戸						
元町団地	昭和46年度	元町61番地5	略	略	略						
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。											

第3条 八雲町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表第3 (第63条関係)			別表第3 (第63条関係)		
駐車場の名称	月額使用料	備考	駐車場の名称	月額使用料	備考
新栄町団地駐車場	1,230円		新栄町団地駐車場	<u>1,350円</u>	
出雲町A団地駐車場	1,230円		出雲町A団地駐車場	<u>1,350円</u>	
出雲町C団地駐車場	1,230円		出雲町C団地駐車場	<u>1,350円</u>	
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年1月1日から、第3条の規定は令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 13 号

山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係町の協議の上、定めるものとする。

令和元年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分について、次のとおり定める。

山越郡衛生処理組合の財産は、長万部町にすべて帰属させる。

令和 年 月 日

八雲町長 岩村 克 詔

長万部町長 木幡 正 志

議案第 14 号

令和元年度八雲町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度八雲町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,556,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,139,090千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,157,148	千円 140,000	千円 5,297,148
	1 地方交付税	5,157,148	140,000	5,297,148
13 分担金及び負担金		66,868	404	67,272
	2 負担金	54,783	404	55,187
15 国庫支出金		1,179,533	13,775	1,193,308
	1 国庫負担金	616,352	11,410	627,762
	2 国庫補助金	558,160	2,365	560,525
16 道支出金		720,533	6,198	726,731
	1 道負担金	398,257	6,016	404,273
	2 道補助金	253,744	182	253,926
17 財産収入		42,602	10,082	52,684
	2 財産売払収入	7,084	10,082	17,166
18 寄附金		1,200,001	1,046,140	2,246,141
	1 寄附金	1,200,001	1,046,140	2,246,141
19 繰入金		2,211,428	339,014	2,550,442
	1 基金繰入金	2,211,428	339,014	2,550,442
20 繰越金		74,056	520	74,576
	1 繰越金	74,056	520	74,576
歳入合計		15,582,957	1,556,133	17,139,090

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 71,241	千円 167	千円 71,408
	1 議会費	71,241	167	71,408
2 総務費		2,365,950	1,500,894	3,866,844
	1 総務管理費	2,291,164	1,499,719	3,790,883
	3 戸籍住民基本台帳費	11,477	1,175	12,652
3 民生費		2,547,152	19,837	2,566,989
	1 社会福祉費	1,494,417	18,638	1,513,055
	2 児童福祉費	1,052,735	1,199	1,053,934
4 衛生費		2,248,741	26,567	2,275,308
	1 保健衛生費	1,552,030	13,509	1,565,539
	2 清掃費	696,711	13,058	709,769
6 農林水産業費		694,754	5,000	699,754
	1 農業費	329,058	5,000	334,058
8 土木費		1,600,754	3,668	1,604,422
	2 道路橋りょう費	702,302	2,679	704,981
	4 都市計画費	513,108	989	514,097
歳 出	合 計	15,582,957	1,556,133	17,139,090

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

(単位:千円)

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	東雲9号線歩道設置事業	11,600

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,157,148	140,000	5,297,148
13 分担金及び負担金	66,868	404	67,272
15 国庫支出金	1,179,533	13,775	1,193,308
16 道支出金	720,533	6,198	726,731
17 財産収入	42,602	10,082	52,684
18 寄附金	1,200,001	1,046,140	2,246,141
19 繰入金	2,211,428	339,014	2,550,442
20 繰越金	74,056	520	74,576
歳入合計	15,582,957	1,556,133	17,139,090

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	71,241	167	71,408
2 総務費	2,365,950	1,500,894	3,866,844
3 民生費	2,547,152	19,837	2,566,989
4 衛生費	2,248,741	26,567	2,275,308
6 農林水産業費	694,754	5,000	699,754
8 土木費	1,600,754	3,668	1,604,422
歳出合計	15,582,957	1,556,133	17,139,090

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	その他		一 般 財 源
国道支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	167
1,175	0	1,046,140	453,579
9,023	0	404	10,410
9,775	0	0	16,792
0	0	10,000	△5,000
0	0	0	3,668
19,973	0	1,056,544	479,616

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 5,157,148	千円 140,000	千円 5,297,148
計	5,157,148	140,000	5,297,148

1 3 款 分担金及び負担金

2 項 負担金

1 民生費負担金	千円 54,783	千円 404	千円 55,187
計	54,783	404	55,187

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	千円 596,766	千円 5,773	千円 602,539
2 衛生費国庫負担金	19,586	5,637	25,223
計	616,352	11,410	627,762

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	千円 5,716	千円 1,175	千円 6,891
2 民生費国庫補助金	61,114	182	61,296
3 衛生費国庫補助金	2,989	1,008	3,997
計	558,160	2,365	560,525

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	千円 140,000	普通交付税	千円 140,000

2 児童福祉費負担金	千円 404	養育医療保護者負担金	千円 404

1 社会福祉費負担金	千円 5,650	障害者自立支援給付（介護給付・訓練等給付費）負担金 障害者自立支援給付（補装具）負担金 障害者自立支援給付（更生医療分）負担金	千円 3,250 600 1,800
2 児童福祉費負担金	123	養育医療負担金	123
1 保健衛生費負担金	5,637	国民健康保険基盤安定負担金	5,637

1 戸籍住民基本台帳費補助金	千円 1,175	個人番号カード交付事務費補助金	千円 1,175
2 児童福祉費補助金	182	子ども・子育て支援交付金	182
1 保健衛生費補助金	1,008	番号法制度対応システム改修事業補助金	1,008

16 款 道支出金
1 項 道負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費道負担金	千円 329,166	千円 2,886	千円 332,052
2 衛生費道負担金	69,091	3,130	72,221
計	398,257	6,016	404,273

16 款 道支出金
2 項 道補助金

2 民生費道補助金	千円 61,537	千円 182	千円 61,719
計	253,744	182	253,926

17 款 財産収入
2 項 財産売払収入

3 有価証券等売払収入	千円 0	千円 10,082	千円 10,082
計	7,084	10,082	17,166

18 款 寄附金
1 項 寄附金

2 ふるさと応援寄附金	千円 1,200,000	千円 1,046,140	千円 2,246,140
計	1,200,001	1,046,140	2,246,141

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 社会福祉費負担金	2,825	障害者自立支援給付（介護給付・訓練等給付費）負担金	1,625
		障害者自立支援給付（補装具）負担金	300
		障害者自立支援給付（更生医療分）負担金	900
2 児童福祉費負担金	61	養育医療負担金	61
1 保健衛生費負担金	3,130	国民健康保険基盤安定負担金	3,130

	千円		千円
2 児童福祉費補助金	182	子ども・子育て支援交付金	182

	千円		千円
1 有価証券等売却収入	10,082	有価証券等売却収入	10,082

	千円		千円
1 ふるさと応援寄附金	1,046,140	ふるさと応援寄附金	1,046,140

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 ふるさと応援基金繰入金	1,976,428	339,014	2,315,442
計	2,211,428	339,014	2,550,442

20 款 繰越金

1 項 繰越金

	千円	千円	千円
1 繰越金	74,056	520	74,576
計	74,056	520	74,576

節		説明	
区分	金額		
1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 339,014	ふるさと応援基金繰入金	千円 339,014

1 前年度繰越金	千円 520	前年度繰越金	千円 520

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 71,241	千円 167	千円 71,408	千円	千円	千円	千円 167
計	71,241	167	71,408	0	0	0	167

2 款 総務費

1 項 総務管理費

2 企画調査費	千円 46,973	千円 983	千円 47,956	千円	千円	千円	千円 983
12 地域振興対策費	1,952,201	1,497,421	3,449,622			1,046,140	451,281
13 災害対策費	13,948	930	14,878				930
15 電算業務費	52,162	385	52,547				385
計	2,291,164	1,499,719	3,790,883	0	0	1,046,140	453,579

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 167	議員期末手当	千円 167

19 負担金補助及び交付金	千円 983	地域間幹線系統バス路線維持補助金	千円 983
8 報償費	265,118	ふるさと応援寄附記念品	265,118
11 需用費	645	印刷製本費	645
12 役務費	63,896	ふるさと応援寄附記念品運搬料	63,896
13 委託料	121,622	ふるさと応援寄附金事務代行業務委託料	121,622
25 積立金	1,046,140	ふるさと応援基金積立金	1,046,140
3 職員手当等	497	時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当	473 24
9 旅費	355	普通旅費	355
11 需用費	50	消耗品費 自動車燃料費	33 17
14 使用料及び賃借料	28	フェリー使用料	28
13 委託料	385	財務会計システム改修業務委託料	385

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	千円 11,477	千円 1,175	千円 12,652	千円 1,175	千円	千円	千円
計	11,477	1,175	12,652	1,175	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障がい者福祉費	千円 595,156	千円 11,300	千円 606,456	千円 8,475	千円	千円	千円 2,825
3 高齢者福祉費	416,829	775	417,604				775
4 後期高齢者医療費	339,667	6,563	346,230				6,563
計	1,494,417	18,638	1,513,055	8,475	0	0	10,163

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	千円 448	時間外勤務手当	千円 448
4 共済費	44	社会保険料	44
7 賃金	286	臨時事務員賃金	286
11 需用費	21	消耗品費 印刷製本費	12 9
12 役務費	157	運搬料	157
18 備品購入費	219	庁用備品購入費	219

20 扶助費	千円 11,300	自立支援給付（介護給付・訓練等給付費） 自立支援給付（補装具） 自立支援給付（更生医療）	千円 6,500 1,200 3,600
28 繰出金	775	介護保険事業特別会計繰出金	775
19 負担金補助及び交付金	6,563	北海道後期高齢者医療広域連合負担金	6,563

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 69,527	千円 651	千円 70,178	千円 184	千円	千円 404	千円 63
2 児童措置費	765,039	548	765,587	364			184
計	1,052,735	1,199	1,053,934	548	0	404	247

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	千円 79,775	千円 1,513	千円 81,288	千円 1,008	千円	千円	千円 505
6 環境衛生費	34,611	306	34,917				306
10 国民健康保険事業費	226,363	11,690	238,053	8,767			2,923
計	1,552,030	13,509	1,565,539	9,775	0	0	3,734

4 款 衛生費

2 項 清掃費

2 じん芥処理費	千円 433,064	千円 12,785	千円 445,849	千円	千円	千円	千円 12,785
3 し尿処理費	263,251	273	263,524				273
計	696,711	13,058	709,769	0	0	0	13,058

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	千円 38,528	千円 5,000	千円 43,528	千円	千円	千円 10,000	千円 △5,000
計	329,058	5,000	334,058	0	0	10,000	△5,000

節		説	明
区	分		
20	扶助費	千円 651	療育医療費 千円 651
19	負担金補助及び交付金	548	一時預かり事業補助金 548

13	委託料	千円 1,513	健康管理システム改修業務委託料 千円 1,513
19	負担金補助及び交付金	306	公衆浴場確保対策事業助成金 306
28	繰出金	11,690	国民健康保険事業特別会計繰出金 11,690

11	需用費	千円 12,785	消耗品費 千円 12,785
11	需用費	273	印刷製本費 273

21	貸付金	千円 5,000	新規就農支援資金貸付金 千円 5,000

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 除雪対策費	千円 282,198	千円 2,679	千円 284,877	千円	千円	千円	千円 2,679
計	702,302	2,679	704,981	0	0	0	2,679

8 款 土木費

4 項 都市計画費

5 下水道事業費	千円 406,073	千円 989	千円 407,062	千円	千円	千円	千円 989
計	513,108	989	514,097	0	0	0	989

節		説 明	
区 分	金 額		
4 共済費	千円 △51	社会保険料	千円 △51
7 賃金	△408	除排雪作業員賃金	△408
11 需用費	△261	自動車燃料費 車輛整備費	△194 △67
13 委託料	3,923	町道除排雪業務委託料	3,923
14 使用料及び賃借料	△524	重機借上料	△524

28 繰出金	千円 989	下水道事業特別会計繰出金	千円 989

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備考		
		報 酬	給 料	期末手当	地 域 手 当	寒冷地 手 当	その他 の手当	計					
補 正 後	長 等	4		33,024	14,083			416	493	48,016	20,052	68,068	
	議 員	14	34,860		15,034					49,894	12,639	62,533	
	その他の 特別職	1,068	36,966							36,966		36,966	
	計	1,086	71,826	33,024	29,117			416	493	134,876	32,691	167,567	
補 正 前	長 等	4		33,024	14,083			416	493	48,016	20,052	68,068	
	議 員	14	34,860		14,867					49,727	12,639	62,366	
	その他の 特別職	1,068	36,966							36,966		36,966	
	計	1,086	71,826	33,024	28,950			416	493	134,709	32,691	167,400	
比 較	長 等												
	議 員				167					167		167	
	その他の 特別職												
	計				167					167		167	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	237		859,175	599,836	1,459,011	454,971	1,913,982	
補正前	237		859,175	599,836	1,459,011	454,971	1,913,982	
比較								

(単位：千円)

職員手当等の 内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	28,662	33,686	94,181	16,578	612	3,628	32,589	138	199,362
	補正前	28,662	33,686	93,260	16,578	588	3,628	32,589	138	199,362
	比較			921		24				
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当	合計	
	補正後	141,441	21,056	9,491	1,646	79	552	17,080	600,781	
	補正前	141,441	21,056	9,491	1,646	79	552	17,080	599,836	
比較								945		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
職員手当等	945	その他の増減分	時間外勤務 手当	921	◎台風豪雨対応に従事した職員に対する各種手当 ・時間外勤務手当473 ・管理職員特別勤務手当24
			管理職員特 別勤務手当	24	◎個人番号カード等交付事業に従事する職員に対する各種手当 ・時間外勤務手当448

議案第 15 号

令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,770,924千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 道支出金		千円 1,950,432	千円 713	千円 1,951,145
	1 道補助金	1,950,432	713	1,951,145
4 繰入金		310,611	0	310,611
	1 他会計繰入金	226,363	11,690	238,053
	2 基金繰入金	84,248	△11,690	72,558
歳 入 合 計		2,770,211	713	2,770,924

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 80,351	千円 713	千円 81,064
	1 総務管理費	66,761	713	67,474
歳 出 合 計		2,770,211	713	2,770,924

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 道支出金	1,950,432	713	1,951,145
4 繰入金	310,611	0	310,611
歳入合計	2,770,211	713	2,770,924

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	80,351	713	81,064
歳出合計	2,770,211	713	2,770,924

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
713	0	0	0
713	0	0	0

2 歳 入
 3 款 道支出金
 1 項 道補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 1,950,432	千円 713	千円 1,951,145
計	1,950,432	713	1,951,145

4 款 繰入金
 1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	千円 226,363	千円 11,690	千円 238,053
計	226,363	11,690	238,053

4 款 繰入金
 2 項 基金繰入金

1 国民健康保険事業基金繰入金	千円 84,248	千円 △11,690	千円 72,558
計	84,248	△11,690	72,558

3 歳 出
 1 款 総務費
 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 64,638	千円 713	千円 65,351	千円 713	千円	千円	千円
計	66,761	713	67,474	713	0	0	0

節		金額	説明	千円
区分	金額			
2	保険給付費等特別 交付金	千円 713	特別調整交付金	千円 713

1	保険基盤安定繰入 金軽減分	千円 415	保険基盤安定繰入金（軽減分）	千円 415
2	保険基盤安定繰入 金支援分	11,275	保険基盤安定繰入金（支援分）	11,275

1	国民健康保険事業 基金繰入金	千円 △11,690	国民健康保険事業基金繰入金	千円 △11,690

節		金額	説明	千円
区分	金額			
13	委託料	千円 713	国保業務システム改修業務委託料	千円 713

議案第 16 号

令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,200 千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,925,870 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩村克詔

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 464,863	千円 1,401	千円 466,264
	1 国庫負担金	298,315	930	299,245
	2 国庫補助金	166,548	471	167,019
5 支払基金交付金		480,626	1,674	482,300
	1 支払基金交付金	480,626	1,674	482,300
6 道支出金		285,948	1,085	287,033
	1 道負担金	270,251	1,085	271,336
8 繰入金		358,144	2,040	360,184
	1 一般会計繰入金	304,127	775	304,902
	2 基金繰入金	54,017	1,265	55,282
歳 入 合 計		1,919,670	6,200	1,925,870

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 1,749,434	千円 6,200	千円 1,755,634
	2 介護予防サービス等諸費	67,262	6,200	73,462
歳 出 合 計		1,919,670	6,200	1,925,870

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 国庫支出金	464,863	1,401	466,264
5 支払基金交付金	480,626	1,674	482,300
6 道支出金	285,948	1,085	287,033
8 繰入金	358,144	2,040	360,184
歳入合計	1,919,670	6,200	1,925,870

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	1,749,434	6,200	1,755,634
歳出合計	1,919,670	6,200	1,925,870

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	源 その他の	一 般財源
千円	千円	千円	千円
2,486	0	1,674	2,040
2,486	0	1,674	2,040

2 歳 入 (保険事業勘定)

4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 介護給付費負担金	298,315	930	299,245
計	298,315	930	299,245

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
1 調整交付金	132,782	471	133,253
計	132,782	471	133,253

5 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

	千円	千円	千円
1 介護給付費交付金	472,348	1,674	474,022
計	472,348	1,674	474,022

6 款 道支出金

1 項 道負担金

	千円	千円	千円
1 介護給付費負担金	270,251	1,085	271,336
計	270,251	1,085	271,336

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

	千円	千円	千円
1 介護給付費繰入金	218,679	775	219,454
計	218,679	775	219,454

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	54,017	1,265	55,282
計	54,017	1,265	55,282

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	千円 930	現年度分	千円 930

1 現年度分調整交付金	千円 471	現年度分	千円 471

1 現年度分	千円 1,674	現年度分	千円 1,674

1 現年度分	千円 1,085	現年度分	千円 1,085

1 現年度分	千円 775	現年度分	千円 775

1 介護給付費準備基金繰入金	千円 1,265	介護給付費準備基金繰入金	千円 1,265

3 歳 出 (保険事業勘定)

2 款 保険給付費

2 項 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護予防 サービス給 付費	千円 48,048	千円 6,200	千円 54,248	千円 2,486	千円 0	千円 1,674	千円 2,040
計	67,262	6,200	73,462	2,486	0	1,674	2,040

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	千円 6,200	介護予防サービス給付費 千円 6,200



議案第 17 号

令和元年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成 31 年度八雲町下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度八雲町下水道事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 31 年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成 32 年度」以降も同様とする。

令和元年度八雲町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 989 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,242,891 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 406,073	千円 989	千円 407,062
	1 他会計繰入金	406,073	989	407,062
歳 入 合 計		1,241,902	989	1,242,891

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 161,301	千円 989	千円 162,290
	1 総務管理費	161,301	989	162,290
歳 出 合 計		1,241,902	989	1,242,891

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	406,073	989	407,062
歳入合計	1,241,902	989	1,242,891

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	161,301	989	162,290
歳出合計	1,241,902	989	1,242,891

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国道支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	989
0	0	0	989

2 歳 入
4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	千円 406,073	千円 989	千円 407,062
計	406,073	989	407,062

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 八雲地区一般管理費	千円 24,639	千円 989	千円 25,628	千円	千円	千円	千円 989
計	161,301	989	162,290	0	0	0	989

節		金額	説明	金額
区分				
1	一般会計繰入金	千円 989	一般会計繰入金	千円 989

節		金額	説明	金額
区分				
2	給料	千円 725	職員給	千円 725
3	職員手当等	84	時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	△281 195 170
4	共済費	180	共済組合負担金 共済組合追加費用負担金 退職手当組合負担金 福祉協会負担金 災害補償基金負担金	66 △16 130 1 △1

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	4		14,734	9,528	24,262	7,908	32,170	
補正前	4		14,009	9,444	23,453	7,728	31,181	
比較			725	84	809	180	989	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	558	444	1,689						3,460
	補正前	558	444	1,970						3,265
	比較			△ 281						195
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	児童手当			合計
	補正後	2,494	343				540			9,528
	補正前	2,324	343				540			9,444
	比較	170								84

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考	
給料	725	給与改定に伴う増減分	7	本年度給与改定見込分	給与改定の状況 本年度給与改定率 0.1% 実施時期平成31年4月1日	
		その他の増減分	718		職員の会計間異動による	
職員手当等	84	給与改定に伴う増減分	34	期末手当	2	
			32	勤勉手当	32	給与改定 年間1.85月 0.05月増 から1.9月
		その他の増減分	50	期末手当	193	職員の会計間異動による
				勤勉手当	138	
			時間外勤務手当	△ 281		

議案第 18 号

令和元年度 八雲町水道事業会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行期日以降は、「平成31年度 八雲町水道事業会計予算」の名称を「令和元年度 八雲町水道事業会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

（総 則）

第1条 令和元年度八雲町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	361,649千円	435千円	362,084千円
第1項 営業費用	324,720千円	435千円	325,155千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	48,568千円	435千円	49,003千円

令和元年12月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和元年度 八雲町水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1. 水道事業 費 用			361,649	435	362,084				
	1. 営業費用		324,720	435	325,155				
		1. 総係費		135,343	435	135,778	給 料	66	職員給 66
			手 当				369	扶養手当 △18 管理職員手当 3 通勤手当 386 期末手当 11 勤勉手当 107 児童手当 △120	
費 用 合 計			361,649	435	362,084				

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位：千円)

区分	職員数		給与費					法定福利費	合計	
	特別職(人)	一般職(人)	報酬	給料	賃金	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	5.83		20,547			15,616	36,163	11,773	47,936
	資本勘定支弁職員	0.17		783			23	806	261	1,067
	合計	6		21,330			15,639	36,969	12,034	49,003
補正前	損益勘定支弁職員	5.83		20,481			15,247	35,728	11,773	47,501
	資本勘定支弁職員	0.17		783			23	806	261	1,067
	合計	6		21,264			15,270	36,534	12,034	48,568
比較	損益勘定支弁職員			66			369	435		435
	資本勘定支弁職員									
	合計		6	66			369	435		435

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	管理職員手当	通勤手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	住居手当	宿日直手当	期末手当
	補正後		894	581	386	2,574			828	
補正前		912	578		2,574			828		5,223
比較		△18	3	386						11
区分	勤勉手当	寒冷地手当	特殊勤務手当	管理職員特別勤務手当	児童手当					計
補正後	3,785	649	36	12	660					15,639
補正前	3,678	649	36	12	780					15,270
比較	107				△120					369

2. 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考		
給料	66	給与改定に伴う増減分	43	43	給与改定の状況 本年度給与改定見込分 平均0.1%増 実施時期 平成31年4月1日	
		その他	23	23	職員の会計間異動による。	
職員手当等	369	給与改定に伴う増減分	115	9	令和元年第4回定例会条例改正 における勤勉手当支給率の変更 を反映。	
				106	改正前 改正後 勤勉 1.85月→1.90月	
		その他	254	扶養手当	△18	職員の会計間異動による。
				管理職員手当	3	
				通勤手当	386	
				期末手当	2	
				勤勉手当	1	
児童手当	△120					

